

第 2 2 7 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 8 年 3 月 1 4 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成28年 3月14日 午前10時00分開議  
午後 3時11分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（24人）

委員長	菊池光弘	副委員長	原田敏匡
委員	山本留義	委員	佐々木隆徳
〃	工藤祥子	〃	横垣成年
〃	目時睦男	〃	川下八十美
〃	石田勝弘	〃	菊池広志
〃	東健而	〃	岡崎健吾
〃	鎌田ちよ子	〃	佐賀英生
〃	大瀧次男	〃	富岡修
〃	斉藤孝昭	〃	富岡幸夫
〃	村中徹也	〃	白井二郎
〃	中村正志	〃	野呂泰喜
〃	濱田栄子	〃	佐々木肇

○欠席委員（1人）

委員 半田義秋

○説明のため出席した者

副市長	新谷加水
教育長	遠島進
公営企業管理者	遠藤雪夫
統括監	花山俊春
総務政策部長	川西伸二
財務部長	石野了
民生部長	柳谷孝志
保健福祉部長	畑中秀樹
経済部長	高橋聖
経済部理事政策推進監	二本柳茂

建設部長	吉田正
建設部建設技術監	氣田憲彦
川内庁舎所長川内庁舎管理課長	松本大志
大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長	坂井隆
脇野沢庁舎所長	白尾芳春
脇野沢庁舎管理課長	
会計管理者	鹿内徹
総務政策部理事出納室長	
監査委員事務局長	竹山清信
監査委員事務局次長	
教育部長	古川俊子
教育委員会事務局理事図書館長	畑中恒治
公営企業局長下水道部長	川森浩史
公営企業局理事営業調整監	杉山信也
教育委員会事務局中央公民館長	山本伸一
財務部政策推進監	氏家剛
財務部副理事管財課長	村田尚
財務部副理事税務課長	赤坂吉千代
民生部政策推進監	東雄二
保健福祉部政策推進監	井田敦子
經濟部副理事商工観光課長	金澤寿々子
建設部政策推進監	萬年茂昭
建設部副理事用地課長	中里敬
建設部副理事都市政策課長	佐藤節雄
建設部副理事建築住宅課長	高橋真
下水道部副理事下水道課長	川西雅人
公営企業局副理事下水道課長	
教育委員会事務局政策推進監	寺島誠
教育委員会事務局副理事長	木村善弘
生涯学習課長	
教育委員会事務局副理事長	阿部謙一
学校教育課長	
公営企業局政策推進監総務課長	濱谷重芳
下水道部政策推進監	
公営企業局水道技術専門監	中川敏雄
施設課長	
公営企業局副理事営業課長	畠山眞一
総務政策部総務課総括主幹	中村智郎
総務政策部防災政策課長	須藤勝広

財 務 部 財 務 課 長	吉 田 真
財務部財務課資金企画室長	澤 田 眞紀子
財務部管財課施設経営室長	伊 藤 恭 雄
財務部税務課総括主幹	加 藤 直 紹
民生部国保年金課長	藤 島 純
民生部市民スポーツ課長	樋 山 政 之
保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長	千代谷 賀土子
経済部産業創造課長	吉 田 和 久
経済部商工観光課総括主幹 安 渡 館 長	金 浜 達 也
建設部土木課長	中 村 久
建設部用地課総括主幹	杉 山 郷 史
建設部建築住宅課総括主幹	小笠原 洋 一
川内庁舎産業建設課長	山 田 優
大畑庁舎産業建設課長	山 村 英 樹
脇野沢庁舎産業建設課長	向 川 明
教育委員会事務局総務課長	高 杉 俊 郎
教育委員会事務局 生涯学習課総括主幹	鷺 岳 彰 丸
教育委員会事務局川内公民館長	石 澤 修
教育委員会事務局 脇野沢公民館長	金 浜 盛 雄
教育委員会事務局図書館 総括主幹館長補佐	櫻 井 忍
総務政策部総務課主幹	杉 澤 一 徳
総務政策部企画調整課主幹	齊 藤 洋 一
財務部税務課主幹	奥 本 聡 志
財務部税務課主幹	伊 藤 大治郎
民生部国保年金課主幹	古屋敷 均
民生部国保年金課主幹	飯 田 啓太郎
民生部市民スポーツ課主幹	加 藤 昭 広
経済部産業創造課主幹	福 山 洋 司
経済部商工観光課主幹 勤労青少年ホーム館長	柳 谷 真 吾
建設部都市政策課主幹	飛 内 義 雄
建設部都市政策課主幹	黒 澤 幸太郎
教育委員会事務局総務課主幹	柏 谷 圭 則

教育委員会事務局総務課主幹	畑 中 涉
教育委員会事務局 中央公民館館長補佐	澤 田 修 一
財務部税務課主任主査	遠 藤 優 子
民生部国保年金課主任主査	佐 藤 めぐみ
保健福祉部介護福祉課主任主査	菊 池 円
建設部建築住宅課主任主査	笠 井 俊 介
下水道部下水道課主任主査	橋 本 伸 吾
大畑庁舎産業建設課主任主査	鈴 木 明 人
建設部都市政策課主査	八 戸 啓 介
総務政策部防災政策課主事	山 本 将 史
民生部市民スポーツ課主事	西 田 裕 昭

○事務局出席者

事務局長	柳 田 諭	次 長	濱 田 賢 一
総括主幹	佐 藤 孝 悦	主 幹	小 林 睦 子
主任主査	村 口 一 也	主 事	山 本 翼

(午前10時00分 開議)

○委員長(菊池光弘) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより3月11日に引き続き議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

前回は、第6款農林水産業費までの質疑が終わっておりますので、本日は第7款商工費から審査してまいります。

それでは、本日の審査に入ります。

第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長(高橋 聖) おはようございます。それでは、第7款商工費の説明をいたします。62ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費についてご説明いたします。第1目商工総務費についてであります。これは商工観光を担当する職員の給与に関する経費でございます。

次に、第2目商工振興費についてであります。これは中小企業等の振興を図るための経費及び施設の維持管理に要する経費などでありまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で、むつ商工会議所など商工団体への補助、21節貸付金で中小企業融資特別保証制度原資預託金などとなっております。

次に、第3目観光費についてであります。これは観光施設等の維持管理に要する経費及び観光の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般社団法人下北観光協議会負担金、安渡館管理運営事業費のほか、各観光施設などの指定管理料などとなっております。前年度と比較いたしまして、2,080万円余りの減額となっております。これは脇野沢温泉などの管理費の減によるものです。

次に、63ページ、第4目消費者行政推進費についてであります。これはむつ市消費生活センターの運営費などでありまして、主なものといたしましては、消費生活相談員への報酬となっております。前年度と比較して、24万円余りの減額となっております。これは消耗品費などの需用費の減によるものです。

次に、第5目むつ来さまい館等管理費についてであります。これはむつ来さまい館、イベント広場及びむつ下北観光物産館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、3施設の指定管理委託料などとなっております。前年度と比較いたしまして、120万円余りの減額となっております。これは指定管理料の減などによるものであります。

次に、第6目産業振興費についてであります。これはむつ市の産業の振興及び物産の宣伝振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業に係る経費、企業誘致推進事業費及びシティプロモーション推進事業費などとなっております。前年度に比較いたしまして、971万円余りの減額となっておりますが、これは道の駅整備事業に係る経費の減などによるものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時07分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（吉田 正） おはようございます。第8款土木費のうち、建設部で所管するものについてご説明申し上げます。予算書64ページをお開き願います。

第8款第1項土木管理費についてご説明いたします。第1目土木総務費であります。これは主に建設部一般職員35名分の給与費でありまして、予算額2億4,745万4,000円を計上しております。前年度予算と比較し、2,126万6,000円の減となっておりますが、これは職員構成の変更に伴う給与費の減によるものであります。

次に、第2目建築総務費であります。これは建築住宅課一般職員8名分の給与のほか、非常勤嘱託員の報酬及び事務用消耗品費等の経費でありまして、予算額6,863万2,000円を計上しております。

次に、第2項道路橋りょう費についてご説明いたします。第1目道路橋りょう総務費であります。これは道路橋りょうの管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、街路灯の電気料及び器具修繕料などのほか、ESCO事業導入による街路灯LED化に係る委託料など、予算額6,962万4,000円を計上しております。

次に、65ページ、第2目土木維持費であります。これは市道及び水路等の維持補修や除排雪業務などに係る経費でありまして、主なものといたしま

しては、川内地区の貝田橋改修工事及び市内20カ所の側溝整備等道路維持工事費、穴埋め等の道路維持補修費、除排雪委託料及び川内地区の除雪車購入など、予算額5億6,902万1,000円を計上しております。前年度と比較し、4,131万9,000円の増となっておりますが、これは工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償費の増によるものであります。

次に、第3目用地管理費であります。これは道路や水路等の用地取得及び管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、道路用地取得に係る公有財産購入費、用地管理のための公用車購入費など、予算額925万円を計上しております。前年度予算と比較し、842万2,000円の増となっておりますが、これは公有財産購入費と、それに伴う測量業務委託料及び老朽化による公用車廃止に伴う公用自動車購入費の増によるものであります。

次に、第4目道路新設改良費であります。これは国からの道路整備交付金等により施工する道路の改良に係る経費でありまして、主なものといたしましては、橋りょう長寿命化修繕事業として荒川橋改修に係る設計委託料、物件移転補償費、大畑地区道路整備事業費として兎沢関根橋線改修に係る工事請負費、大湊地区坂道対策事業として川守住宅線改良に係る工事請負費など、予算額1億3,774万4,000円を計上しております。前年度予算と比較し、9,327万3,000円の減となっておりますが、これは委託料及び大瀬橋補修工事完了による工事請負費の減によるものであります。

次に、66ページ、第5目特定交通安全施設整備費であります。これは市町村に交付されます交通安全対策特別交付金による交通安全事業に係る経費でありまして、主なものといたしましては、カーブミラー補修に係る委託料、市道の区画線設置に係る工事請負費など、予算額730万円を計上しております。前年度予算と比較し、120万円の減となっておりますが、これは交通安全対策特別交付金の減によるものであります。

次に、第3項河川費についてご説明いたします。第1目河川総務費であります。これは市が管理する河川等の維持管理に係る経費や、青森県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金等の経費でありまして、主なものといたしましては、河川の草刈り等通年の維持作業に係る委託料、青森県が実施しております川守地区ほかの急傾斜地整備事業負担金、田名部川緑町地区公衆トイレ、下水道切りかえに係る工事請負費など、予算額2,076万8,000円を計上しております。前年度予算と比較し、304万5,000円の増となっておりますが、これは工事請負費の増によるものであります。

次に、第2目河川改修費であります。これは市が管理する河川等の整備に係る経費でありまして、主なものといたしましては、特定防衛施設周辺整

備調整交付金事業として金曲・赤川町地区排水路整備に係る工事請負費、高野川護岸整備に係る工事請負費など、予算額1億4,480万4,000円を計上しております。前年度予算と比較し、5,078万6,000円の減となっておりますが、これは工事請負費と公有財産購入費の減によるものであります。

次に、67ページ、第4項港湾費についてご説明いたします。第1目港湾総務費であります。これは各種協会の会費及び青森県に対する港湾整備事業負担金でありまして、主なものといたしましては、青森県が実施している大湊港港湾整備事業負担金など、予算額891万9,000円を計上しております。前年度予算と比較し、192万8,000円の減となっておりますが、これは大湊港港湾整備事業のうちマリーナ緑地の整備完了に伴う負担金減によるものであります。

次に、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目都市計画総務費であります。これは都市計画審議会に係る経費や各種協会の負担金及び下水道事業特別会計への繰出金等の経費でありまして、主なものといたしましては、都市計画審議会費、臨時職員1名分の賃金、下水道事業特別会計繰出金など、予算額6億9,818万5,000円を計上しております。前年度予算と比較し、1,063万6,000円の減となっておりますが、これは立地適正化計画策定事業に係る委託料の減によるものであります。

次に、第2目公園管理費であります。これは市内都市公園等の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、公園管理費として公園等清掃及び維持管理業務委託料、公園施設長寿命化対策事業としてむつ運動公園及び金谷公園の遊具改修に係る工事請負費など、予算額6,884万8,000円を計上しております。前年度予算と比較し、3,735万1,000円の増となっておりますが、これは公園施設長寿命化対策事業に係る工事請負費の増によるものであります。

次に、第3目駅前広場管理費であります。これは下北駅及び大湊駅前広場の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、駅前広場管理に係る電気料等の需用費、駅前広場清掃等維持管理業務委託料など、予算額482万8,000円を計上しております。

次に、68ページ、第5目みどりのさきもり館管理費であります。これはみどりのさきもり館の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、臨時職員1名分の賃金、電気料等の需用費、清掃等の業務委託料など、予算額582万9,000円を計上しております。

次に、第6目街路整備費であります。これは平成25年度から実施しております都市計画道路横迎町中央2号線整備事業に係る経費でありまして、主

なものといたしましては、本路線を横断する排水路整備に係る工事請負費、事業用地取得費、物件移転補償費など、予算額 2 億 3,656 万 5,000 円を計上しております。前年度予算と比較して、2 億 9,543 万 5,000 円の減となっておりますが、これは今年度の社会資本整備総合交付金の配分額を踏まえたうえでの減によるものであります。

次に、69 ページ、第 6 項住宅費についてご説明いたします。第 1 目住宅管理費であります。これは市営住宅全 20 団地 551 戸の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市営住宅修繕料等の需用費、市営住宅桂沢団地屋根改修等に係る工事請負費など、予算額 2,787 万 5,000 円を計上しております。前年度予算と比較して、1,873 万 5,000 円の減となっておりますが、これは桜木町団地解体事業完了による工事請負費の減によるものであります。

次に、第 2 目市営住宅建設費であります。これは市営住宅川内・木団地建設事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市営住宅川内・木団地 10 号棟 1 棟 5 戸建設に係る工事請負費など、予算額 1 億 1,109 万 7,000 円を計上しております。前年度予算と比較して、7,161 万 2,000 円の増となっておりますが、これは市営住宅川内・木団地建設に係る工事請負費の増によるものであります。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（松本大志） 第 8 款土木費のうち、川内庁舎が所管しておりますかわうちまりんびーち管理費についてご説明いたします。68 ページをお開き願います。

第 5 項都市計画費、第 4 目かわうちまりんびーち管理費であります。海水浴場の開設及び施設管理に要する経費として、前年度予算より 48 万 5,000 円減の 638 万 8,000 円を計上しております。主なものでは、13 節、海水浴場開設期間中の監視、清掃作業、駐車場誘導など海水浴場管理業務委託、植栽維持管理業務委託、遊泳区域のブイ、アンカーの設置業務委託などの委託料 519 万 1,000 円のほか、施設の管理費となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。石田勝弘委員。

○委員（石田勝弘） 64 ページの第 1 目の中の街路灯 LED 化事業について伺います。今年度は、小・中学校通学路の安全確保のため、街路等 LED 化事業として街路灯の増設事業を実施するとありますが、どこに何基ぐらい

増設されるのかお伺いします。

それから、この事業は全市含めてLED化は平成28年度末までには一斉に終わることになっているということですが、これはそのとおりになるのかどうか。

次に、66ページの第5目特定交通安全施設整備費のカーブミラー等維持補修費についてですが、今年度は130万円盛り込まれていますが、これは新規分が何基なのか、補修分は何基見込んでいるのかということについてお伺いします。

続いて、67ページ、公園管理費の公園施設長寿命化対策事業費の中、これは全国的に今公園の施設が老朽化して、使っている子供たちがけがをしているという事故が結構相次いでおりましたので、全国的に見直されているところですが、今回むつ市では運動公園、金谷公園を中心に更新を行うと、こうありますが、そのほかの公園はどのような扱いになるのかお伺いいたします。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

街路灯LED化事業の件であります。どこに何基つけるのか、新設するのかという、小学校、中学校の通学路を含めましてということですが、どこに何基つけるかということにつきましては、増設分も含めまして、今後場所については検討してまいりたいと考えております。

それから、いつごろまでというお話でございましたが、今後LED化のスケジュール的には、プロポーザル方式というのを考えておりますけれども、4月中にプレゼンテーション、それから5月中に提案者を決定して、6月中にESCO契約を締結しまして、LED化の工事を10月ごろまで行いまして、最終的にはことしの11月1日からESCOサービスを開始する予定というふうに考えております。

それから、特定交通安全施設整備費のカーブミラーの補修です。これにつきましては、町内会や市民の皆様から要望がなされて、私どもで現地を確認したうえで、業者に補修を依頼するというような流れになっておりますけれども、その場所等につきましては、その都度確認させて、補修のほうを行ってまいりたいと考えております。

それから、公園施設長寿命化対策事業の内容でありますけれども、公園施設長寿命化対策事業につきましては、平成25年度に策定しました公園施設長寿命化計画に基づいて都市公園の遊具等の更新を図るものであります。全体の事業の概要といたしましては、平成28年度から平成32年度までの一応5カ年で遊具、トイレ、噴水等の整備を行うこととしております。今年度は、利

用頻度の高いむつ運動公園の遊具及び金谷公園の遊具、これらを整備することを検討しております。

なお、今後の予定につきましては、公園施設等長寿命化計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

65ページの道路新設改良費ですが、説明の部分では改良という部分が説明されたかと思うのですが、新設の工事は今回は余りないのかどうかというのをお聞きしたいと思います。それこそ砂利道がまだまだたくさんあるのですが、そこら辺の砂利道を舗装するだとか、そこら辺の部分の工事はどの程度やられるのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、大湊地区坂道対策事業は川守住宅線ですか、これ結構毎年やってきているのですが、大体終了するのはいつごろになるのかというのを今後の予定、これからどこどこやってとか、あと何カ所あるかというのも含めてよろしくお願いします。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

道路新設改良費の新設の部分ですけれども、平成28年度につきましては、新設の事業はございません。

それから、大湊地区坂道対策事業の件ですけれども、平成28年度は川守住宅線のロードヒーティングを予定しております。残りは、連絡3号線、これ勤労青少年ホームの坂なのですけれども、これにつきましては今後整備していく予定であります。これまでの実績等につきましては、総計画本数18カ所のうち16カ所整備済みで、平成28年度を含めまして、残り2カ所となっております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 新設はないということで、先ほど砂利道がまだまだ多いということなので、そこら辺の砂利道を舗装にするという工事は、平成28年度は予定していないということによろしいのでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

ご指摘のありました砂利道等の補修の工事につきましては、65ページの第2目土木維持費の道路維持補修費として8,704万3,000円を計上しております。

す。こちらのほうで対応させていただきたいと思っております。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうすると、大体何メートルぐらいで、大まかでいいのですけれども、砂利道がこのぐらいまだ残っていて、4キロとか10キロとか残っていて、そのうちどのくらい平成28年度は進めて、残りはあとどのくらいかかるかというのを、大ざっぱでよろしいので、教えていただければと思います。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） ご指摘の件は、砂利道からの舗装率というところではよろしいでしょうか。市内の市道の舗装率ということになりますと、平成27年度末で旧むつ市が90.1%、旧川内町が49.0%、旧大畑町が49.9%、旧脇野沢村が58.3%、全体で71.8%となっております。対前年でいきますと、0.1%の増であります。今年度の舗装等を加味いたしますと、約0.1%ほどはふえるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 65ページの土木維持費、除雪の件でお聞きしたいと思います。

今むつ市全体で何社ぐらいの業者に委託をされているのか、これが1点。

それから、除雪のシステム、雪が降ったら市役所のほうから連絡が行って、来るのか。また、除雪業者が自ら待って、自分たちの判断でやっているのか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、除雪すると町内の中に空き地がありますよね。その空き地に排雪すると、排雪というような業務でいきますと非常にお金がかかるので、例えば空き地利用されているのか、またどの程度、もしされているのであれば、大体何カ所ぐらい市内の中ではやっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、66ページの河川の維持というようなところで、草とかそういうようなものもぼんぼん生えてくるわけですが、私よく聞くのですけれども、有志の方々、ボランティアの形で刈り払い機を使って刈り払いをしているというようなことをよくお聞きするので、そちらのほうにどのような対応をなされているのか。

それから、市内であればいっぱい河川あるのですけれども、むつ市で管理している中では何団体ぐらい、また何名ぐらいの方々がそういうボランティアをされているのかということをお聞きしたいなというように思います。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

第1点目、除排雪業者の業者数でありますけれども、全域合わせまして、市内51社でございます。

第2点目、除雪のシステムであります。むつ地区におきましては、北、南、西通り3ブロック、市街地地区5ブロックの計8ブロックに地域分けしたうえで除排雪業者を配置しております。

除雪基準等の考え方でありまして、当日、日中午後5時ごろまでの降雪状況により、除雪が必要と判断される場合につきましては、午前零時までに委託業者に対して出動命令を出すこととしております。判断状況が困難な場合につきましては、夜間パトロールを実施しまして、午前零時時点の降雪量等を考慮し、朝まで降り続けると予想される場合の出動の日安としております。

現地の状況につきましては、気象情報をもとに北、南、西通りの3ブロックは業者のパトロールにより行いまして、市の担当者に報告することになっております。市街地地区5ブロックは、市の担当者がパトロールし、午前零時過ぎに市内全域におけるそれぞれのブロックの状況を市の担当者が総合的に判断し、出動命令を下すこととしております。基本的に除雪作業は、通勤通学前の午前7時をめぐり終了させることとしておりますが、降雪、積雪量によりましては、午前1時過ぎから開始する場合がありますので、若干のその辺の時間のラグはあろうかと思っております。なお、川内、大畑、脇野沢地区につきましては、委託業者によるパトロールを実施し、各分庁舎の判断により出動しております。

次に、空き地の利用状況ということでございますけれども、平成26年度は市民の方々から一時堆積場として57カ所借用しておりますが、使用料等につきましては、市民の皆様からご協力をいただき、無償で使用させていただいております。雪解け後に整地、ごみ拾い等を行い、原状回復することとしております。

それで、河川整備のほうのボランティアの件なのですが、ボランティアにつきましては、昨年平成26年度でしたか、道路・水辺のサポーター制度というものを導入いたしまして、そちらのボランティアの団体が、全部で7社のボランティアの登録がございまして、河川の草刈り、それから道路の脇の草刈り等を含めまして、そういうボランティア活動を毎年実施しております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） わかりました、ありがとうございます。

まず、除雪のほうの関係でいきますと、51社あられるというようなことでございますが、個々にと申しますと、なかなか私も把握はできないのですけれども、51社があるのだというようなことはわかりました。

そして、またシステムの件なのですけれども、今やられているシステムが一番除雪費を、いつも予算としては2億5,000万円とられているのですけれども、毎回専決処分のような形でふえているのですけれども、そのシステムの一番安上がりになるのかなというようなことで申しますと、部長のほうではどのような考え方があるのかなと。もっと安い方法もあるのかなと。これいろいろ相談されていると思うのですけれども、その中で一番この方法がいいのではないかなというようなことだと判断されていると思いますけれども、またさっき話を聞きましたら、朝7時までには何とか除雪を完了させるというようなことで、私もよく除雪された後を見るのですけれども、本当によくされているなど。今のシステムが、やはり一番いいのかなというようなことで考えています。

そのほかに、先ほどの空き地の利用なのですけれども、無料でもってやるというふうなことで話をいただきましたけれども、何かかにかの方法が、それでよしとしているのであれば、それも問題はないのですけれども、ごみをとったり、それから砂利があったりすれば、その砂利を除去してくれたりというようなことをされていると思うのですけれども、その方法が協力をいただいているというようなことであれば、それでよろしいのですが、その状況としてはどうなのでしょうかなというようなこともお聞きしたいと思います。

それから、こちらのほうも、やはりこれも先ほど空き地を提供された方、そうしていただいて大変助かっているわけなのですけれども、ボランティアの方々、河川の刈り払いのほうの、よく聞くのですけれども、機械も利用するし、そしてまた油もかかるし、当然夏場とかというのは多いのですけれども、飲み物も必要だしというようなことを考えられるわけでございます。その点に関しての対応はどうかされているのかなと。当然無料で機械は貸すし、油も持って行ってあげるのか、それともその分のかかる経費を持っていただいているのか、その辺もちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

1点目の除雪のシステムですけれども、これがベストなのかというお話なのですけれども、基本的にはこの考え方でいっております。ただ、毎年終了

後に私どもと業者さんのほうと反省会、それからそういった講習会等ありまして、それを反映させて次年度の除雪計画に反映させているということでございますので、現在のシステムで、また悪いところは見直ししていくということでございます。

次に、堆積場の無料等の件でございますけれども、先ほどの57カ所の所有者さんにつきましては、非常に本当にご理解いただいております、ああ、いいよという感じで使わせていただいているのですけれども、その雪解け後の整地ですとか、ごみの整理というのもきちんとしております。ただ、今後その除雪、排雪等を考えていった場合、やはりこういう空き地というのは、一時堆積場というのは必要でございます。ですので、その辺の取り扱い、例えば使用料の取り扱いですとかにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、ボランティア活動に関する件ですけれども、ボランティアの皆様につきましては、全て道具ですとか燃料費ですとか、そちらのほうもボランティアでご負担していただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 前段の除雪のほうは、もうわかりました。

それから、ボランティアの方々、本当に暑い中を一生懸命やってくれているわけです。そしてまた、むつ市で管理していない河川、例えば大きい河川ありますよね。そちらの大きい河川のほうにも、やはり私のほうの地区は横迎町なのですけれども、本当に一生懸命やってもらっているというような思いがあります。ただ、一生懸命やっている人の周りの人が逆に、「やっているね、ああ、ご苦労さまです」と、パトロールに来た方々は声はかけてくれるかもしれないけれども、あとの方々は、ああ、ただ草刈っているのだなという感覚でしか見てもらえないというようなことを、やっている人は言わないのです。ただ、周りにいる人たちが、少し何かやってくれているのだろうかというように私聞かれるのですけれども、私も答えようがない。とにかく「ご苦労さま」としか言い方がないわけです。であれば、草刈り機、それから油代、それから暑い中で作業をしているわけですから、水の補給、そこら辺は少し考えたほうがいいのではないかなというように思うのです。ただ、そうやって一生懸命やっている方々が、そう言っているとかそういうことでなく、こちらが、行政側が、やはりそうしてやっていただいているというようなことに対しての対応があってもいいのではないかなというように考え方になってしまうのですよね。その点についてどのような考え方をお持ち

ちでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

道路・水辺のサポーターのボランティア活動の件ですけれども、非常に夏の暑い時期にやる場合もありますし、そのやっている皆さんの活動に対しては、私どもも現地に行っているいろいろと、例えば飲み物を差し入れしたりですとか、そういうことはやっております。この活動そのものを、もちろんホームページ等でこの活動状況は皆様に広報しておりますし、今後も広報むつ等で、こういうのもあるのだというものを積極的に広報してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） それでは、総務政策部が所管しております第9款消防費、第1項消防費についてご説明いたします。予算書の70ページをごらんください。

まず、第1目の常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、消防本部22名、むつ消防署58名、大湊消防署29名、大畑消防署29名、川内消防分署22名、脇野沢消防分署17名、計177名の消防職員に係る人件費等でありまして、予算額16億4,389万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、743万円余りの減額となっております。これは大畑消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び川内消防分署の高規格救急車の更新が終了したことなどによるものであります。

次に、第2目の非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、むつ消防団436名、川内消防団265名、大畑消防団194名、脇野沢消防団128名、計1,023名の団員に係る報酬、費用弁償等でありまして、予算額8,927万

3,000円を計上しております。

次に、第3目の水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等に要する経費でありまして、予算額16万4,000円を計上しております。

次に、第4目の防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、11節需用費で災害時備蓄食料品の購入、地域防災計画修正に伴う印刷製本費、防災行政用無線放送施設に係る電気料等の経費、17節委託料で防災行政用無線に係る設備保守点検の業務委託料、15節工事請負費でむつ地区2カ所の防災行政用無線の設備更新工事、19節負担金補助及び交付金で青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金などとなっております。予算額4,328万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、144万円の減額となっておりますが、これは前年度実施している自主防災組織の防災資機材整備等に係るコミュニティ助成事業への申請がなかったことによるものであります。

次に、第5目の消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団車両等の整備に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、18節備品購入費でむつ消防団第8分団の消防ポンプ自動車及び脇野沢消防団第8分団の小型動力ポンプ付積載車の購入費などとなっております。予算額5,107万3,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、732万円余りの減額となっておりますが、これは更新する消防ポンプ自動車を前年度はC A F Sつき車両で更新していたものをノーマル車両で更新すること、消防団車両デジタル簡易無線機の整備が終了したことなどによるものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

ここで、11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（古川俊子） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管します費目についてご説明申し上げます。予算書の71ページをお開き願います。

初めに、第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてご説明いたします。これは、教育委員に係る経費で、教育委員の報酬と費用弁償が主なものです。予算額は、284万5,000円となっております。

次に、第2目事務局費についてご説明いたします。これは、教育長及び教育委員会事務局職員27名の給与費のほか臨時職員賃金、建物災害保険料など事務局に要する経費で、予算額は2億5,471万9,000円となっております。本年度予算と比較して、約460万円の減額となっておりますが、人件費の減が主な要因であります。

次に、71ページから72ページにかけまして、第3目義務教育振興費についてご説明いたします。これは、市内小・中学校の教育活動支援に要する経費で、予算額は9,954万4,000円となっております。主なものは、小中一貫教育の取り組みのため、教科、学習指導を行う非常勤講師9名の報酬など、小中一貫教育の充実を図るための事業費が2,021万5,000円、学力の向上、推進のための総合学力調査や分析処理などを行う学校教育指導費が712万9,000円、児童・生徒の適切な就学先や特別支援教育の推進について審議する特別支援教育推進委員会費が97万2,000円、小学校での外国語活動や中学校での英語科事業を補助するための外国語指導助手3名の派遣事業費が1,407万4,000円、特別な配慮を必要とする児童・生徒の学校生活を支援するためスクールサポーター30名を小・中学校に配置するスクールサポーター配置事業費が3,370万9,000円、姉妹都市ポートエンジェルズ市へのジュニア大使派遣事業費が542万9,000円、72ページに移りまして、児童・生徒の文化、芸術、またはスポーツの競技会、大会等に参加する小・中学生を支援するための子ども夢育成基金事業費が805万円、中学校の教科書改訂に伴う教師用の教科書及び指導書の購入費が903万8,000円などとなっております。今年度予算と比較して、約650万円の減額となっておりますが、これは教科書の改訂に伴い、平成27年度は小学校に、平成28年度は中学校に対して教師用教科書と指導書を購入するため、主にその差額分が減額の要因です。

次に、第4目教育研修センター費についてご説明いたします。これは、むつ市教育研修センターの管理運営に要する経費で、センターを担当する指導主事の給与費のほか、教育相談員2名及び自立支援相談員6名の報酬及び施設管理費、清掃業務委託料が主なもので、予算額は2,459万9,000円となっております。

次に、第5目学務管理費についてご説明いたします。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助及び奨学金などの事務事業に要する経費で、予算額は1億6,737万円となっております。主なものは、奨学金貸付事業費が9,384万9,000円、在園する幼稚園児の保育料を減免措置するための私立幼稚園就園奨励費が2,037万9,000円、経済的理由により就学困難な要保護児童生徒に対して生活保護費で支給されない修学旅行費を給付するための要保護児童生徒援助費が125万8,000円、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する支援である準要保護児童生徒援助費が4,643万6,000円、小・中学校の特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者に対する奨励費が371万2,000円などとなっております。

次に、73ページに移りまして、第6目教員住宅管理費についてご説明いたします。これは、教員住宅20戸に係る共用部分の電気料及び修繕料が主な経費で、予算額は41万5,000円となっております。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてご説明いたします。これは、小学校13校の管理運営に要する経費で、予算額は3億1,522万6,000円となっております。主なものは、一般職8名の給与費が6,347万8,000円、小学校に配置されている技能員及び調理員の賃金や小学校に係る光熱水費、各種業務委託料などの学校管理運営費が1億9,250万1,000円、小学校におけるスクールバス運行管理費が4,094万1,000円、苫生小学校の和式トイレ1カ所を洋式トイレに改修するための工事や大平小学校及び第一田名部小学校の給食室の床改修工事など、学校施設の老朽化に伴い改修するための整備事業費が406万7,000円、第一田名部小学校に保管しているPCB廃棄物について、適正に処分するため、北海道室蘭市にある処分場に運搬し処分するための事業費が1,323万2,000円などとなっております。本年度予算と比較して、約1億1,320万円の減額となっておりますが、これは小学校における非構造部耐震改修事業が終了したことによるものです。

次に、第2目小学校教育振興費についてご説明いたします。これは、小学校13校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費でありまして、予算額は715万2,000円となっております。

次に、第3目脇野沢小学校建設費についてご説明いたします。これは、昭和42年に建設され、老朽化が著しい脇野沢小学校校舎について、脇野沢地区における併設型小中一貫教育を実施するため、脇野沢中学校の敷地内に小学校校舎を建設しましたが、校舎は2月末に完成し、3月9日に検査を実施、そして3月27日に引っ越しの運びとなります。新年度は、外構工事として駐車場と外部遊具を整備するため1,268万円を予算計上しております。今年度

予算と比較して、約2億7,230万円の減額となっておりますが、これは校舎本体工事が終了したことによるものです。

次に、74ページをお開き願います。第3項中学校費、第1目中学校管理費についてご説明いたします。これは、中学校9校の管理運営に要する経費で、予算額は2億8,240万5,000円となっております。主なものは、一般職7名の給与費が5,798万1,000円、中学校に配置されている技能員及び調理員の賃金や中学校に係る光熱水費、各種業務委託料などの学校管理運営費が1億4,704万3,000円、中学校におけるスクールバス運行管理費が6,380万4,000円、市所有のバスをバス会社に提供し、運行管理を委託している脇野沢地区九艘泊線のスクールバスについて、老朽化が著しいことから、安全な運行を確保するため、バス更新事業費が447万7,000円、田名部中学校グラウンド側溝改修工事を初め老朽化による学校の施設、設備に係る改修工事を行う中学校整備事業費が910万円などとなっております。今年度予算と比較して、約7,260万円の減額となっておりますが、これは中学校における非構造部耐震改修事業が終了したことによるものです。

次に、第2目中学校教育振興費についてご説明いたします。これは、中学校9校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費でありまして、予算額は636万7,000円となっております。

次に、第3目関根中学校建設費についてご説明いたします。関根地区における小中一貫教育を進めるため、関根小学校に併設した関根中学校校舎を増築し、教育環境の設備充実を図るため、平成28年度は学校建設に向けた地質調査と実施設計を実施する予定で、予算額は2,773万6,000円となっております。増築面積は600平米、鉄骨造地上1階建てで、校舎工事は平成29年度と平成30年度の2カ年とし、完成次第引越しを予定しております。

次に、75ページをお開き願います。第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてご説明いたします。これは、社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費で、予算額は5,891万5,000円となっております。主なものは、一般職6名の給与費が4,202万円、社会教育指導員に係る経費が161万円、海と森ふれあい体験館の指定管理料が927万1,000円、子供たちの放課後の安全な居場所づくりを進める放課後子ども教室推進事業費が339万5,000円などとなっております。

次に、第2目公民館費についてご説明いたします。これは、中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館及び地区公民館21館の管理運営に要する経費で、予算額は9,443万円となっております。主なものは、一般職5名の給与費が2,884万2,000円、社会教育指導員に係る経費が169万3,000円、各公民館の光

熱水費、修繕料及び各種業務委託料などの公民館管理運営費が4,579万3,000円、公民館分館及び地区公民館における館長会議等の報酬や地区公民館の維持管理に要する経費である分館・地区公民館費が371万7,000円、そのほかむつ市民大学を初めとする各種公民館事業の経費が計上されております。また、川内公民館に保管されているPCB廃棄物を適正に処分するための経費が801万円、昭和49年竣工の川内公民館に布設されている水道管の老朽化による改修事業費が197万7,000円などとなっております。本年度予算と比較して、約120万円の減額となっておりますが、人件費の減が主な要因であります。

次に、76ページをお開き願います。第3目図書館費についてご説明いたします。これは、図書館本館及び川内、大畑、脇野沢地区にある3分館の管理運営に要する経費で、予算額は1億866万8,000円となっております。主なものは、一般職6名の給与費が4,003万7,000円、図書館奉仕員12名の報酬等の経費が1,990万4,000円、図書館の光熱水費及び修繕料や各種業務委託料等の図書館管理費が3,219万3,000円、インターネットを活用したクラウド方式の図書館システム使用料及び図書購入費などの図書館運営費が1,622万5,000円などとなっております。今年度予算と比較して、約350万円の減額となっておりますが、人件費の減が主な要因であります。

次に、第4目文化振興費についてご説明いたします。これは、芸術文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理に要する経費で、予算額は4,097万7,000円となっております。主なものは、文化財収蔵庫管理費が560万4,000円、77ページに移りまして、周知の埋蔵文化財包蔵地183カ所の開発行為に基づく現場の事前確認や試掘などの予備調査に係る経費である埋蔵文化財発掘調査事業費が270万円、重要文化財である二枚橋2遺跡出土品1,308点のうち修理修復が必要な290点について、平成25年度から10カ年計画で文化庁の指導監督を受けながら修理、修復を行っていますが、平成28年度は土器、石器等10点について作業を実施する予定となっております。そのための修理事業費が387万5,000円、老朽化した重要文化財旧大湊水源地水道施設については、保存活用のため平成26年度と平成27年度の2カ年で実施した調査事業により修理計画が策定されたことから、今後ある程度の期間をかけながら改修工事を進めていく予定であります。平成28年度は、緊急性の高い乙水槽の解体修理から着手する予定で、そのための事業費が1,623万3,000円、また石造建造物式番館の管理費として787万2,000円を計上していますが、これは旧文化財収蔵庫であった石造建造物式番館の耐震改修が終了したことから、市民の交流活動の場として活用することになりますが、式番館の光熱水費等の管理運

営費と館内の備品整備のための経費であります。現在北の防人大湊のエリア全体でにぎわいをつくり出すための効果的な運用を関係課で協議中であり、本年7月ごろのオープンを目指しております。文化振興費については、今年度予算と比較して、約6,500万円の減額となっておりますが、これは重要文化財旧大湊水源地水道施設の修理に向けた調査事業が終了したことによるものであります。

次に、第5目視聴覚振興費についてご説明いたします。これは、むつ市視聴覚ライブラリーの管理運営を行うための需用費及び視聴覚教材等の備品購入費などで、予算額は33万2,000円となっております。

次に、第6目下北自然の家管理費についてご説明いたします。これは、むつ市下北自然の家の管理運営に要する経費で、予算額は9,699万5,000円となっております。主なものは、下北自然の家の指定管理料であります。

次に、第5項保健体育費ですが、78ページをお開き願います。第5項保健体育費のうち、第2目学校保健費についてご説明いたします。これは、児童・生徒及び教職員の健康診断やけが等の見舞金など健康管理全般に要する経費で、予算額は3,267万1,000円となっております。主なものは、学校保健安全法の規定により実施される児童・生徒及び教職員の健康診断に要する委託事業費が849万3,000円、同じく学校保健安全法の規定により児童・生徒及び教職員の健康保持と増進を図るため、学校医、産業医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するための学校医委託事業費が1,594万2,000円、学校管理下の災害に対して児童・生徒に当該医療費を給付するための学校災害共済給付事業費が410万9,000円などとなっております。今年度予算と比較して、約110万円の増額となっておりますが、これは期限切れとなるAED自動体外式除細動器を更新するためのものであります。

次に、第3目学校給食費についてご説明いたします。これは、学校給食事業の管理費と厨房機器や用具、そして給食施設の備品整備等に要する経費で、予算額は1億3,875万3,000円となっております。主なものは、児童・生徒へ安全安心な給食を提供するため、共同調理場3施設及び単独校10校の調理場における光熱水費、検査手数料、給食運搬業務委託料、臨時調理員に係る賃金などの経費である学校給食管理費が1億1,765万7,000円、調理場内の調理機器の修繕や更新に係る経費である学校給食設備整備事業費が349万9,000円、給食施設の修繕及び衛生管理に係る経費である給食施設管理費が123万7,000円、平成25年3月に閉鎖した脇野沢給食センターの解体に係る事業費が1,636万円となっております。今年度予算と比較して、約1,510万円の増額となっておりますが、これは脇野沢給食センターの解体事業によるもの

です。

以上が教育委員会が所管します費目についての概要であります。よろしく  
お願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、第10款教育費のうち民生部で所管して  
おります項目について、その概要をご説明いたします。予算書77ページをお開  
き願います。

第10款教育費、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。保  
健体育総務費は、一般職員4人分の給与費、スポーツ推進委員の報酬等各種  
スポーツ団体への負担金及び補助金に係る経費が主なものであります。前年  
度と比較しまして568万3,000円の減となっておりますが、これは平成27年度  
実施した新体育館基本構想策定事業及び北奥羽総合体育大会が終了したこと  
によるものでございます。

78ページをお開き願います。第4目体育施設管理費であります。体育施設  
管理費は、むつ地区及び大畑地区の体育施設の指定管理料のほか、川内地区  
のふれあいスポーツパーク及び脇野沢総合運動場などの管理運営に要する経  
費が主なものであります。前年度と比較しまして、3,676万円の減となっ  
ておりますが、これは平成27年度に実施したむつ運動公園陸上競技場の第二種  
公認検定に係る改修費及び備品購入が終了したことによるものであります。

79ページに移りまして、第5目体育館管理費であります。体育館管理費は、  
川内体育館及び大畑体育館の管理運営に要する経費が主なものであります。

次に、第6目スキー場管理費であります。スキー場管理費は、市内にあり  
ます釜臥山スキー場及び兔沢スキー場の管理運営に要する経費が主なもので  
あります。前年度と比較しまして、3,024万3,000円の増となっておりますが、  
これは釜臥山スキー場の施設改修事業費が主な要因となっております。

次に、第7目ウェルネスパーク管理費であります。ウェルネスパーク管理  
費は、ウェルネスパークの運営に係る指定管理料が主なものであります。前  
年度と比較しまして、297万2,000円の減となっておりますが、これは使用料  
の改定に伴う指定管理料の減額が主な要因となっております。

次に、第8目体育館整備費であります。これは、新たな目でありまして、  
第1目で説明しました新体育館建設基本構想及び基本計画に基づき用地取得  
のための経費及び基本設計を委託する経費などを計上しております。

以上、教育費のうち民生部が所管する教育費の予算案であります。ご審議  
のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子

委員。

○委員（瀨田栄子） 3点ほどお尋ねいたします。

まず、71ページのジュニア大使派遣事業ですけれども、今年度は市長を团长として15名の生徒さんが行かれたわけですけれども、全体的に選考方法についてお伺いいたします。今年度は、田名部中学校6名、大平中学校3名、むつ中学校2名、近川中学校1名、川内中学校2名、大湊中学校1名でありまして、脇野沢中学校と関根中学校、大畑中学校はゼロです。私も学校現場のほうを確認しておりませんでしたので、一般質問のときは応募者がなかったのかなと思ひまして、この件に触れませんでしたけれども、学校のほうに確認したところ、学校推薦もありましたが、漏れてしまった、残念でしたということでしたので、その選考方法をお知らせください。

それから、もう一つ、次は72ページの準要保護児童生徒援助費のところでは、4,643万6,000円計上しておりますけれども、これは全体の生徒さんの何%であるのか、またその所得はどれくらいが対象になっているのか。母子家庭の数も、わかりましたらお願いいたします。

次に、もう一点、学校医のところでお尋ねいたします。学校医、産業医ということでしたけれども、先生方の精神衛生についてはどのように事業がなされているのかお知らせください。

○委員長（菊池光弘） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一） お尋ねの1点目、ジュニア大使の選考に関してご回答を申し上げたいと思います。

まず、ジュニア大使の事業に関心を持っていただいて、大変ありがとうございます。ご承知のように、ジュニア大使の事業は、市を代表して日本、むつ市の文化を伝え、そして交流活動によってアメリカポートエンジェルズ市の文化を学んでくる、そのような非常に意義の高い事業であると自負しております。そして、今年度は幸いをもちまして、15名の募集に対して29名の応募がありました。応募の形は、個人応募の形をとっておりまして、学校には取りまとめをお願いしておりますが、学校を代表して何名、そのような応募の仕方はありません。したがって、先ほど学校推薦というお話がありましたけれども、当該校の生徒さんに関して私も印象がありますが、学校推薦に値する立派な生徒さんでした。しかし、学校推薦という制度はありませんので、そこは確認をさせていただきたいと思ひます。

そして、選考に関しましては、生徒自身に作文を書いてもらって、ジュニア大使という事業に対する意義、そして自分が何をそこでなし遂げたいのか、それををはかることとしております。あわせて面接を行っておりまして、3人

の面接官が10分程度の時間を使って、日本語、そして場面に応じて英語によって面接をして、その子供の意欲ですとか、あるいはコミュニケーションに対する表現力ですとか、そうしたことを適切に把握するように努めております。

ジュニア大使の事業は、可能性は市内の生徒等しく皆に開かれております。したがって、このことは選考は公正公平を来さなければならないということも十分承知しておりますので、今お話をしましたように、作文、面接によって私どもが慎重に協議をさせていただいております。

なお、蛇足ではありますが、議員ご指摘のとおり、9校中7校というふうになっておりましたけれども、2校は出願がありませんでした。そして、出願があった学校で選択されない学校があったことも、ご指摘のとおり事実ではありますが、先ほど申し上げたように、選考を公正公平に実施した結果、そのような結果となったことについてはご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（高杉俊郎） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、準要保護の児童・生徒に関してですけれども、全体が4,408名でございますので、小学校で281名、中学校で201名の合計482名を対象としております。割合ですと10.93%ということになっております。そのほか母子家庭の状況については、現在把握しておりませんので、後ほどご説明したいと思います。

所得につきましては、市民税非課税家庭というふうにしておりますので、ご了承願います。

○委員長（菊池光弘） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一） それでは、3点目の職員のメンタルヘルスに関してご回答申し上げたいと思います。

職員のメンタルヘルスに関しましては、一元的に管理職である校長、教頭、なかんずく校長の職務内容にかかわることと理解をしております。そして、各学校におきましては、県教委のほうが主催して行っております人材育成評価、この際には面談が義務づけられております。こうした面談の機会を利用して、平素悩んでいることはないか、困っていることはないか、何か助力することはできないか、そのようなスタンスで管理職が面談をして先生方の心理状況を把握している、そのように私どもでは理解をしております。もちろん養護教諭という職種も各学校に配置をされております。主な職責は、児童

・生徒の心身の健康管理となりますが、専門的な知識を豊富に持っていらっしゃるので、そうした職員の助力も得ながら、管理職が中心となって職員の心身の健康管理に努めている、そして必要があれば学校医等も存在していらっしゃるの、そちらの方からご助言をいただく、そのような体制で職員の心身の健康管理に努めておりますし、これからも遺漏がないようにしてまいりますと考えているところです。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） まず、職員のメンタル面では、やはり先生たちが精神的に健康でないといふ教育はできないと思いますので、さまざまな場面で先生方の精神衛生というものをしっかりと守っていただきたいなと思います。都会のほうでは、そういう精神的に対応できなくて、休暇をとる先生方も多いと聞いております。こちらのほうでは、そんなに多くはないと思いますけれども、子供たちのためにも先生方の精神衛生にはしっかり力を入れていただきますようお願いいたします。

次に、準要保護家庭ということですが、約10.9%、11%、10人に1人はそういう家庭ということですので、これは今どうこうというわけではありません。また、その中で母子家庭のパーセント出ていないということですが、もしかすると少し多いかもしれませんので、きちんとチェックして、サポート体制をお願いします。

次に、ポートエンジェルスへの派遣事業ですが、これはもちろん選考ということですが、確かに優秀な順番にとられたということ、それは一つ納得できます。けれども、市長を団長ということで、市の税を投入して行きます。やはり9校しかありませんので、9校に1人ずつ希望者がいたら、まず配分して、そのほか優秀な人材を派遣するという方法をとってもいいのではないかなと思いますので、教育長にお聞きいたします。

○委員長（菊池光弘） 教育長。

○教育長（遠島 進） ポートエンジェルスへの派遣につきましてのお尋ねでございます。各9校1人ずつ出たら、そこは必ずというようなことですが、今のお話もわかりますけれども、当地へ行って、そのポートエンジェルス市との交流、要するにジュニア大使としての役割をきちんと発揮できる人材ということで選んでおりますので、それがいろんな指導で、我々も各校から選べるような指導をこれからしていきたいというふうに思っていますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 子供さんたちの感想を見ておりますと、言葉はよく伝わらなかつたけれども、心は通じたというような感想もございました。そして、今私たちがつぶさに感じているのが、1人のリーダーが1人の地域を今変えようとしている。私たちむつ市の市民も、それを感じている部分もたくさんあると思います。このたった1人の地域のリーダーが、学校を変えていくという可能性もあります。ただ、伝えるということだけでしたら、そういうたった1人、この3名、3校にチャンスを与えてもいいのではないかと私は思いますので、平成28年度は十分配慮して選考していただきたいと思います。終わります。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

73ページですが、小学校整備事業費で苫生小学校のトイレ改修をしたと。和式から洋式へということですが、この和式から洋式というのは、苫生小学校で全校が大体終了するのか、それともそういう形で和式があれば洋式に変えていくという作業をこれからもしていくということなのかどうか、よろしくお願いします。

それと2点目ですが、79ページの体育館整備費2億3,229万2,000円ですが、この新体育館の総事業費はどのくらいとなるのか。それとランニングコスト、大体どの程度を見込んでいるのか。

あと、この2億3,000万円の財源を見ると、地方債と一般財源ということで、この2つとなっておりますが、国とか県というか、そういうところからの補助金というのは予定があるのかどうか。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（菊池光弘） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 洋式トイレの改修工事のお尋ねに対してお答えいたします。

現在学校の洋式トイレの割合は、小学校で38%、中学校で28%でございます。教職員用も含めると全体で36%で、青森県全体の学校の洋式トイレの割合の平均とほぼ同じとなっております。しかしながら、この学校の洋式トイレを望む声というのは年々大きくなってきておりますので、学校の老朽化による各種改修工事とのバランスを考えながら、毎年少しずつ洋式トイレに変更していきたいと考えております。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 横垣委員のお尋ねにお答えします。3点にわたるお尋ねかと思えます。

まず1点目、総事業費は幾らかということですが、今年度は、新体育館についてはご存じのとおり、基本構想、基本計画を策定中であります。先週答申をいただきましたので、間もなく策定できる段階に入っているということでございます。その中において、総事業費、概算で出しております。概算で約40億円というふうに積算しているというふうな状況にあります。

2点目です。ランニングコストの関係だと思いますが、その辺につきましては、まだ積算ができておりません。今後來年度以降基本設計、実施設計を行っていきますので、その中である程度明らかになっていくものと考えております。

ちなみに、三沢の体育館では年間9,000万円程度のランニングコストがかかっているというふうな情報は得ております。

3点目の補助金の関係でございます。来年度の予算に関しましては、地方債、中身は合併特例債のほうを充てる予定としております。当然補助金等についても、なるべく得たいと思って探すように努力はしております。一、二、これが該当になるのかなというのは目星はつき始めてはいるのですが、今後とも建設までに向けて、その補助金、交付金等をなるべく得たいものと思って、これからも努力し続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） トイレの部分ですが、改修工事が今回和式、これ1カ所でよろしかったでしょうか。91万8,000円ということですが、安くもないけれども、そう過大でもないというふうな感じですが、それなりに県平均であるというふうな答弁もあったのですけれども、やはり今の子供たちは、自宅はもう洋式というのは当たり前ですので、そこの部分の改修を、それこそ毎年のごとくぜひやってもらいたいのですが、そこら辺の考え方もちょっとお聞きしたいなと。毎年とにかく1カ所か2カ所でもよろしいので、やってほしいと思うのですが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

体育館の整備費のほうですが、私は道の駅の総事業費を聞いたら、答えてもらえなかったというふうな経験があるのですが、きちんとお答えしてもらって、本当にむつ市も変わってきたなというふうなことを感じております。総事業費40億円と、ランニングコストは積算できないけれども、三沢という例を出して答えてくれて本当にありがとうございます。こういうふうに我々に、はっきりわからないまでも、きちんと答えてもらえるということが、やはり財政の透明化というふうになると思いますので、本当に感謝しております。

それで、この体育館に40億円、こういうことで使うわけでありますが、同じ体育館管理費という部分でありますが、それこそ今大変心配しているのが大畑の体育館でございます。先日は、勤労青少年ホームはもう何か統合するような副市長の話が、全体的な形で考えていくような話がありました。大畑体育館というのは、その全体的な形で統廃合するというふうなものでは私はないと思うのですが、やはり大畑には1つ、川内には1つ、むつ市中心には1つ、こういう形のバランスはやはり崩してはいけないなというふうに思っております。

そこでお聞きいたしますが、大畑の体育館、やっぱりこういったところの整備がおくれるということにならないのかどうか。あっちはあっちで、もうかなり市民から不安が出ておりますから、整備はしなくてははいけません。ですから、そこら辺もきちんとバランスをとった形のものになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 学校の洋式トイレ化についてでございますが、昨年11月に行われたこども議会におきまして、やはりこども議員から、学校のトイレを和式トイレから洋式トイレにかえてほしいという要望がございました。それは、切なる願いだと思っております。ただしかし、学校の各種工事における優先順位等もございますので、そこのバランスも考えながら、毎年計画的に1つずつでも洋式トイレに移行していきたいと考えております。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 大畑体育館のお尋ねでございます。基本的には、個別具体のスポーツ施設の今後につきましては、今素案であります公共施設等総合管理計画の中で来年度実施計画等をつくるということでございますので、その中で具体的に定まっていくものと考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 確認ですが、定まっていくものでありますということは、大畑体育館は改修なり、また改修がきかないと、それなりの形できちんと大畑には1つ体育館を確保して整備していくという考え方でよろしいかどうか、最後お答えをお願いします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 繰り返しになります、公共施設等総合管理計画の実施計画の中で、その公共施設のあり方については、より具体的に決まってくるものと。それがどういうことになるのかは、それによって決まってくるの

で、この場ではちょっと申し上げにくいということでございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 奨学金の貸付事業費についてお聞きいたします。今経済格差が広がっているという中で、子供へも大きく格差が広がっています。そういう中で、今むつ市の奨学金の希望者、何人が対象になって、そして返還状況等も教えていただければと思ってお尋ねいたしました。

○委員長（菊池光弘） 教育委員会事務局総務課主幹。

○教育委員会事務局総務課主幹（柏谷圭則） お答えいたします。

奨学金の貸付状況ですが、平成27年度ですけれども、定員が50名でして、全体で45名の方に貸し付けをしております。返還金の総額ですが、現在返還中の方は334名おりまして、平成27年度の返還金の総額の予定が5,185万円になる予定です。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） これは、無利子の奨学金なのですよね。それでは、まだ希望者の枠があるということなのですね。全国的には、それこそ利子がある奨学金等で本当に苦しんでいるという状況なんかも伝わっていますけれども、どういう所得水準で行われているのでしょうか。ちょっと今回難しいかもしれませんが、お願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

むつ市の奨学金会計におけるこの貸し付けですけれども、全て無利子でございます。現在奨学金の基金の総額というのは4億5,000万円ほどあるのですが、そのうちの現在貸し付けしている部分というのは3億1,000万円ほどでございます。そのため、現在まだ現金として所持している部分というのは1億3,000万ほどなのですが、これについては今後の子供たちの奨学金の原資としてまた活用し、また返還されてきたお金についても、その奨学金の次なる原資としてまた貸し付けのお金となっていくものでございます。

○委員長（菊池光弘） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 返還金が滞っているような状態はありますか。

○委員長（菊池光弘） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

今年度の見込みの収納率でございますけれども、全体で67.36%でございます。現年分の貸し付けについては94.26%の収納率、滞納分につきましては13.57%の収納率でございます。これを見ますと、現年分についてはほと

んどの方が頑張ってお返しをしておられるということがわかるのですが、一度滞納してしまえば、なかなか難しくなっているのが現実でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、第11款公債費についてご説明いたします。

80ページをお開き願います。

まず、第1項、第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債等で借り入れた長期債の元金償還金であります。なお、前年度に比べまして、3億8,771万6,000円の減となっておりますのは、むつ下北地域ネットワーク整備事業債の一括償還が前年度に終わったことによるものであります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に係る利子の支払いであります。なお、前年度に比べまして、5,758万円の減となっておりますのは、起債残高の減少及び一時借入金利息の減によるものであります。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この利子ですけれども、3億2,500万円。借りがえ等のできる債務というのではないのでしょうか。利子、ゼロ金利にということなのですけれども。

○委員長（菊池光弘） 財務課長。

○財務部財務課長（吉田 真） ただいまのお尋ねにお答えします。

まず、政府資金に関しましては、保証金というものがつきますので、借りがえは基本的にできない、やらないという方針でございます。縁故資金、銀行から借りておりますのはできますけれども、ほとんどこれまでやってきております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 同じく利子で、一時借入金利子についてお聞きしますが、これ中期財政見通しでも指摘されていた部分で、新年度は大幅に減少しているわけなのですが、どのような工夫をされて、このような大幅に減少することができたのでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 財務課長。

○財務部財務課長（吉田 真） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

一時借入金利子につきましては、平成27年度2,500万円であったものを平成28年度1,700万円ということで減額しておりますけれども、今年度も一部実施しておりますが、3つ大きく対策を講じております。1つは、一時借入金の金融機関から借り入れる利息、これを交渉により減額しております。もう一つは、繰りかえ運用ができる基金からの資金を銀行に積み立てるのではなくて、歳計現金に入れて運用するというところで、利息を相当減額してございます。来年度につきましては、地域基盤安定化基金、その10億円をうまく活用しまして、繰りかえ運用をしていきたいと思っております。

最後にもう一つなのですけれども、一気に支払いをするのではなくて、分割できるものは分けて払うということで、例えばむつ市中小企業融資特別保証制度原資預託金につきましては、これまでは4月に一気に全額払っておったわけなのですけれども、4月と10月に分けることによって、歳計現金を残すという方法で考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。

第1項第1目公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業及び公営企業局所管の水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び繰出金でございます。前年度に比べまして、8,037万円の増となっておりますのは、下北医療センターむつ総合病院の債務負担行為に係る繰出金5,000万円の増及び大畑診療所の資金不足の解消に要する経費1億円の増等によるものであります。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのもので、前年度と同額の2,500万円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで暫時休憩いたします。

午後 零時 00分 休憩

午後 1時 10分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、歳入全般についてのご説明をいたします。

予算に関する説明書の10ページから11ページをお開き願います。

初めに、第1款市税についてであります。総額57億1,265万6,000円を計上しております。これを平成27年度と比較しますと、金額では1億4,231万4,000円、率で2.4%の減となっております。徴収率は、現年課税分で98.6%、滞納繰越分で13.1%、全体では93.7%の見込みとしております。なお、予算の積算に当たりましては、平成27年度の決算見込みをもとに、税制改正による影響及び景気動向等を加味した調定額に徴収率を乗じて予算を積算しております。

まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ5,390万7,000円、率にして2.0%の減で計上しております。内訳といたしましては、第1目個人市民税は、所得の減少、特に給与所得の減少により前年度に比べ4,937万

3,000円、率にして2.1%の減で計上しております。

第2目法人市民税は、税制改正による税率の引き下げ等により、前年度に比べ453万4,000円、率にして1.3%の減で計上しております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地は価格の下落が続いておりますが、家屋は新增築家屋がふえておりますことから若干の増、償却資産は今年度の申告課税状況等から減となり、全体では前年度に比べ7,152万3,000円、率にして3.1%減で計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。税制改正による税率の引き上げ等により、前年度に比べ155万3,000円、率にして1.2%の増で計上しております。

次に、第4項市たばこ税についてであります。販売本数の減少により、前年度に比べ2,072万2,000円、率にして3.6%の減で計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。土地は地価の下落により減となっておりますが、家屋は新增築家屋がふえておりますことから、前年度に比べ278万7,000円、率にして1.8%の増で計上しております。

次に、第6項入湯税についてであります。入湯客数の減少により、前年度に比べ50万2,000円、率にして9.5%の減で計上しております。

次に、第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税ともに市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、合わせて前年度と同額を計上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ300万円、率にして21.4%の減で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,700万円、率にして65.4%の増で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,768万8,000円、率にして37.5%の増で計上しております。

次に、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と

同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,600万円、率にして2.5%の増で計上しております。

次に、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ300万円、率にして11.5%の減で計上しております。

次に、13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫などの土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ124万3,000円、率にして1.4%の減で計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金でありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額を計上しております。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案するとともに、基礎数値や単位費用等の入れかえにより、率にして2.1%の減、また特別交付税につきましては、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案して、率にして4.0%の減、合計では2億6,000万円、率にして2.3%の減で計上しております。

次に、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通安全反則金の収入が交通事故発生件数等を算定の基礎として交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ7万2,000円、率にして1.2%の減で計上しております。

次に、13ページから14ページにかけての第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保育児童保護者負担金等でありまして、前年度に比べ742万9,000円、率にして3.0%の増で計上しております。

次に、14ページから16ページにかけての第13款使用料及び手数料について

であります。これは、齋場、市営住宅、福祉施設等各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ3,340万4,000円、率にして12.4%の減で計上しております。これは、新町保育所の閉所に伴い、公立保育所使用料が減となったことによるものであります。

次に、16ページから18ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ1,741万1,000円、率にして0.3%の減で計上しております。これは、社会資本整備総合交付金、公立学校施設環境改善交付金等が減となったことによるものであります。

次に、18ページから20ページにかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ3億3,419万円、率にして12.5%の減で計上しております。これは、電源立地地域対策交付金、青森県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金、国勢調査費委託金等が減となったことによるものであります。

次に、21ページから22ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛等の貸し付けに係るもののほか、市有地、市有牛、立木等の売り払いに係るものでありまして、前年度に比べ803万7,000円、率にして10.0%の増で計上しております。これは、本庁舎自動販売機の用地貸付料、海老川町地区の市有地売払収入などが増となったことによるものであります。

次に、第17款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金の実績を勘案した見込額でありまして、前年度に比べ3,050万円、率にして156.4%の増で計上しております。

次に、22ページから23ページにかけての第18款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰り入れと特別会計からの繰り入れでありまして、前年度に比べ4,509万6,000円、率にして5.6%の増で計上しております。これは、関根浜沿岸漁業振興基金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、地域振興基金等による繰入金が増となったことによるものであります。

次に、23ページから25ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは脇野沢農業振興公社貸付金元金収入のほか、中小企業者への資金融資のための原資預託金元金収入及び奨学金貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ3億6,088万4,000円、率にして49.1%の増

で計上しております。これは、地熱資源開発調査事業費助成金等が増となったことによるものであります。

次に、25ページから26ページにかけての第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業の財源として起こすもの及び公債費の平準化を目的とした借換債の発行4億9,240万円を合わせ、前年度に比べ8億2,400万円、率にして28.7%の増で計上しております。これは、地域基盤安定化基金の創設に係る基金造成債等が増となったことによるものであります。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の329億1,400万円となり、前年度に比べ5億4,200万円、率にして1.7%の増となりました。

以上、歳入の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第27号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（2番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、温暖化対策と経費削減にもなる本庁舎の照明器具LED化工事費744万4,000円、川内の・木市営住宅建設事業費1億1,109万7,000円、乳幼児等医療費給付事業費5,762万4,000円など、市民生活に欠かせない事業が計上されております。一方、将来大変になるからという理由だけで、市職員の給与3%の減、総額9,586万1,000円の減額、市民の使用料、手数料の値上げ約2,000万円が反映されております。

また、将来が大変になるといいながら、急ぐ必要のない新体育館整備事業費2億3,229万2,000円が計上されております。もっと優先すべき事業に影響することは必至であります。新体育館は急ぐ必要はありません。

平成21年度に本庁舎移転事業が終了いたしました。早速平成23年から雨漏りということで改修工事費が全体で2億5,000万円、本年度は本庁舎屋上防水改修工事費1億2,957万9,000円が計上されております。商業施設を利用した本庁舎建設はすべきでない、かえって高いものとなると私は主張してまいりました。億単位の改修工事がこれから始まるようであります。

原発関連交付金22億2,968万円が計上され、原発事故がいまだに収束して

いないにもかかわらず原子力施設等見学会開催事業費801万円が計上されるなど、いわゆる原発マネーに依存する原発推進の予算となっております。原発推進をやめ、原発事故に真摯に向き合い、再生可能エネルギーで地産地消を推進し、1次産業を大切にし、育て、下北の宝を大切に作るジオパークに本気で取り組む市政となるべきであります。

市職員の給与を削り、市民の負担をふやしながらの新体育館建設は急ぐべきではありません。

本案に反対いたします。

○委員長（菊池光弘） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者3人）

○委員長（菊池光弘） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出予算案について、その概要をご説明いたします。最初に、8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、平成28年度の予算総額は歳入歳出とも78億264万5,000円となり、前年度と比較しまして3億6,993万4,000円の減となっております。年間平均加入世帯数については、前年度より468世帯減の9,926世帯、年間平均被保険者数については、前年度より1,065人減の1万6,020人として積算しております。

次に、概要説明に入らせていただきますが、本特別会計は被保険者の医療需要に応じて、その収入を確保しなければならないという性格を持っており

ますことから、まずは歳出からご説明させていただきます。16ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費は、事業運営のための事務的経費及び青森県国民健康保険団体連合会への負担金で、前年度と比較いたしまして、1,144万1,000円の増となっておりますが、これは社会保障・税番号制度に対応するため、高額療養費システムを改修するための経費を見込んだことによるものであります。

次に、第2項運営協議会費は、運営協議会委員の報酬と費用弁償分で、第3項趣旨普及費は、健康優良世帯への報償費などとなっております。

17ページに移りまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費は国保特別会計の根幹であります被保険者に係る医療費の保険者負担分であり、前年度と比較しまして2億412万3,000円の減となっておりますが、これは被保険者数の減少によるものであります。

次に、第2項高額療養費は、患者負担分が一定額を超えた部分に対する保険給付費であり、前年度と比較しまして5,107万2,000円の減となっておりますが、これも被保険者数の減少によるものであります。

第3項移送費は省略し、18ページをお開き願います。

第4項出産育児諸費は、出産に係る定額給付で、被保険者の減少に伴う対象件数の減少により、前年度と比較いたしまして252万円の減で計上しております。

第5項葬祭諸費は、葬祭に係る定額給付費であります。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金等で、前年度と比較しまして671万6,000円の減となっておりますが、これは対象被保険者数の減少によるものであります。

第4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を全保険者間において財政調整を行うための納付金であります。

19ページに移りまして、第5款老人保健拠出金は、同制度が平成20年3月で終了していることから、事務費のみを計上しております。

第6款介護納付金は、介護保険制度に基づく40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に係る納付金で、前年度と比較しまして2,588万1,000円の減となっておりますが、これは加入者見込み数の減少によるものであります。

第7款共同事業拠出金は、医療費を青森県全体でカバーし合う再保険事業への拠出金であり、前年度と比較しまして1億9,270万4,000円の減となっておりますが、これは拠出先である青森県国民健康保険団体連合会において、県全体の対象医療費から算出したものを計上したことによるものであります。

す。

20ページをお開き願います。第8款保険事業費、第1項特定健康診査事業費は、保険者として義務づけられた保険事業で、前年度と比較しまして211万4,000円の減となっておりますが、これは特定健康診査の対象者の減少と、前年の実績から実施率を35%に見込んだことによるものであります。

21ページに移りまして、第2項保健事業費は、被保険者の健康増進、早期の疾病予防や健康づくりを支援するための経費であります。

次に、第9款基金積立金は省略いたしまして、第10款公債費は、療養諸費等の支払いに要する一時借入金の利子であります。

22ページをお開き願います。第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、国税の還付金及び国庫支出金の確定に伴う精算分の負担金で、第2項繰出金は、川内及び脇野沢の両診療所に係る繰出金で、前年度と比較しまして1億421万円の増となっておりますが、これは川内及び脇野沢の両診療所に係る特別調整交付金が増額されたことによるものであります。

次に、第12款では予備費を計上しております。

以上が歳出についての概要説明となります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書のページを戻りまして、10ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税は、議案第15号で提案しております税率改正の影響を精査しつつも、加入世帯数、被保険者数ともに減少が見込まれることから、前年度と比較しまして6,300万1,000円の減で計上しております。

11ページに移りまして、第2款使用料及び手数料は、国税の督促手数料を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、一般被保険者療養諸費等に係る定率の負担金及び特定健康診査費用等に係る国庫負担金で、前年度と比較しまして2,277万1,000円の減となっておりますが、これは被保険者数の減少に伴う医療費分の影響を見込んでおります。

第2項国庫補助金は、財政調整交付金で、前年度と比較しまして4,791万円の増となっておりますが、これは川内及び脇野沢の両診療所に係る特別調整交付金が増額となったことによるものであります。

12ページをお開き願います。第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に係る交付金で、前年度と比較しまして8,497万3,000円の減となっておりますが、これは退職被保険者の減少に伴う対象医療費の減少が見込まれることによるものであります。

第5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者の医

療給付費を被保険者間で負担調整する制度で、前年度と比較しまして1億4,008万1,000円の減となっておりますが、これは平成27年度が特に過年度精算による減額が少なかったという特殊事情によるものであります。

第6款県支出金、第1項県負担金は、高額医療費共同事業拠出金への定率負担金等で、前年度と比較しまして803万5,000円の減となっておりますが、これは高額医療費や特定健診の費用など、対象となる経費の減少によるものであります。

第2項県補助金は、財政調整交付金で、前年度と比較しまして1,025万4,000円の減となっておりますが、普通調整交付金の減少によるものであります。

13ページに移りまして、第7款共同事業交付金は、医療費の負担に対して県全体でカバーし合う再保険事業からの交付金等で、前年度と比較しまして1億4,813万2,000円の減となっておりますが、これは歳出の第7款においてもご説明いたしましたとおり、青森県国民健康保険団体連合会において、県全体の対象医療費から算出したものであります。

次に、第8款財産収入は省略いたしまして、第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計から国保税の軽減分を繰り入れするもので、前年度と比較しまして9,495万3,000円の増となっておりますが、これは国保税の軽減世帯への財政支援が拡大されたことによるものであります。

14ページをお開き願います。第2項基金繰入金、さらには第10款繰越金は省略いたしまして、第11款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は国保税の延滞金であります。

第2項貸付金元金収入は、省略いたしまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。

第3項雑入は、被保険者の第三者納付金、返納金、その他雑入を計上しており、前年度と比較しまして3,612万9,000円の減額となっておりますが、これは平成27年度は歳入不足額という雑入を計上しておりましたが、平成28年度は計上しなくても予算が組めたことによるものであります。

以上が歳入についての概要説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 1点だけ質疑させていただきます。

毎年毎回同じことを聞いていても全然直らないので、再度お聞きします。国保運営協議会の視察、やめたほうがいいという話をしても全然やめないの

で、ちょっと厳しく話しさせていただきますが、まずは昨年度行ったメンバー、市議会議員以外に一般の委員は何人行ったのか、それに引率する職員は何人行ったのかお知らせください。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） 国保運営協議会の視察研修につきまして、昨年度は委員含めて職員3名出席しておりまして、11名で行っております。

（「市議会議員以外」の声あり）

○民生部国保年金課長（藤島 純） 市議会議員以外は、8名ということで……済みません、5名です。失礼しました。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 2つのことでお尋ねいたします。

国からの支援金が平成26年度からふえていますけれども、その交付金の中身を教えていただきたいということと、それから平成30年度に県が運営する国保の制度になるのですけれども、東奥日報等の書き方では、県の主導が強まるということで、一般会計からの繰り入れは違法ではないけれども、適切ではないというようなことを書いていますけれども、県等の打ち合わせの中で、そのような指導、発言があったのでしょうか。国会のやりとりの中では、新しい法律のもとでも、高橋ちづ子さんが質問したのですけれども、一般会計から繰り入れるのは、そこの市町村の主体性、判断によるという答弁いただいたと聞いていますけれども、国からはそのような指導があったのでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） ただいまのお尋ねにお答えします。

まず、支援金のほうがふえているというお尋ねですが、平成26年度、軽減世帯の拡大がありました。その分につきまして、基盤安定負担金が増額となっております。また、平成27年度、これも保険者支援分という、今度基盤安定の部分が拡大しておりまして、その分が増額してきていると。ただ、どちらも国保の国の調整交付金、こちらのほうで一定額相殺されておりますので、全額ではありませんけれども、ある程度の影響額はありましたということになります。

また、次のお尋ねに対してですが、県のほうからの指導があったのかという部分につきましては、今回の増額分については、国からこの3月にガイドライン、これが示されることになっておりまして、案としてはもう既に示されているのですけれども、その分で赤字解消とか繰上充用の解消等に今回の

増額分で対応するようになっていることになっております。詳しいことはことしの夏までに国保の国保改革ワーキンググループというのが県の会議ということでありまして、その中で決めていくということになっております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

部長の説明にもありましたが、保険給付費が、比較して2億5,000万円ほどこの予算では少なくなっております。被保険者の方が少なくなっているというふうな説明もあったのですが、それ以外で、それこそ市の独自の取り組み、健康増進だとかジェネリックへの切りかえだとか、そういったところがどの程度反映されてこのぐらい少なくなっているのかということも含めて教えていただければなと思います。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） お答えします。

まず、1人当たりの医療費、およそ25万円程度ということが毎年出ている金額なのですけれども、1,000人ほど減少ということは2億5,000万円ほど減少という形になります。ただ、平成26年度から平成27年度に関しましては、例年ですと高齢化の関係で2%ぐらい自然増という形でいくのですが、ことしの場合、中盤が実は98%ぐらい、そして今100%を超えました。恐らく最終的には1.何%ぐらいの増におさまると感じています。

その影響としましては、ジェネリック医薬品の普及、これが国のほうでは60%を指標としなさいというところなのですけれども、むつ市の場合は平成27年11月現在で57%いっております。また、そのほかにも去年の春から健康推進事業といいますか、健康マイレージ等いろいろ行っておりまして、その影響もあるのか、調査しないとわかりませんが、診療実日数のほうも少し下がってきているという状況です。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 大きく言うと、1,000人くらい減っている部分が2億5,000万円ほどの保険給付費が減っているというのが反映されているというので、ほとんどがそうだというふうな答弁だったのですが、そういう意味ではこのジェネリックだとか健康増進という部分の見込みというのは、やはり算出はなかなか難しいものなのではないでしょうか。そこのところの手応え、今まで取り組んできておりますものですから、それなりに予算に反映されるぐらい何か実績というのがあるのかなと思うのですが、そこら辺の手応えもちょっ

と教えていただければと思います。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） お答えします。

まず、健康ウォーキングといいますか、健康マイレージ、去年から始めておりまして、1万人の方が1日1万歩歩くと1億4,000万円医療費が減少するという話がありますが、まずその部分につきましては、長期的な展望をしていかないといけないかな、出てこないかなと思っております。

また、ジェネリック医薬品に関しましては、すぐ影響額が出ます。ですので、国のほうでは今回は60%なのですけれども、平成32年度までには早い段階で80%までいくようにという指導がありますので、それに向けてジェネリック医薬品の普及促進に関しましては、いろいろな方策をとっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 国保と介護保険、そして後期高齢者の支援分、限度額とこのところがあると思うのですけれども、市によって。その限度額を教えてくださいませんか。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） お答えします。

まず、限度額でございますけれども、総額で85万円、医療分が52万円、それから支援分が17万円、それから介護分が16万円となっております。

以上です。

（「後期高齢者の支援分」の声あり）

○民生部国保年金課長（藤島 純） 後期高齢者の支援分が17万円となっております。合計で85万円です。

（「全部で」の声あり）

○民生部国保年金課長（藤島 純） はい。

（「そうすれば、去年より幾ら上がったの」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 山本委員、質疑してください。

○民生部国保年金課長（藤島 純） 昨年は81万円ということで、支援分と介護分が2万円ずつ高くなっております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 16ページ、総務費のところの第3項のところでは健康優良家庭表彰費ということで59万円を計上しておりますけれども、これは昨年の実

績で何世帯ということでしょうか。そして、こういう方たちのアンケート等はとっているのでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） お答えします。

昨年度は、70世帯を健康優良家庭として表彰しております。

アンケートは、特にとっておりません。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この70世帯というのは、これはひとり世帯の場合は含まれていないのでしょうか。そうすると、一人の方も含めると、もっと病院にかかっていない人が多いということになると思いますけれども、これはアンケートは、やっぱりこういう健康世帯はとるべきだと思うのです、生活スタイルの。そういうことは全然考えていないのでしょうか。例えば病気の予防のための、こういう健康な方の生活スタイルを参考にして次の指導に向けていくということも必要だと思うのですけれども、そういうことは一切したことはないのでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（藤島 純） お答えします。

まず、健康優良家庭の方の生活スタイルを把握して保健事業等に生かせたらという話だと思いますけれども、いろいろな部分で、特に今回は健康マイレージ等をやっておりまして、そちらのほうでのアンケートとかはとっていますけれども、特に健康優良家庭の方からのアンケートというのはとってございません。これから、そういう部分も必要であれば、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 国民健康保険特別会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

先日の質疑の中で明らかになったように、国保税の税率改定、値上げによる市民の負担増が約6,000万円台ということが明らかになり、それが反映さ

れている特別会計予算です。

昨年5月に医療保険制度が改正され、国もようやく構造的矛盾の存在を認め、財政的支援の方向を出してきています。国の支援は、平成26年度約500億円、平成27年度約1,700億円プラス200億円、平成29年度にはさらに1,700億円の追加という方向が出ています。このように国の構造的矛盾の解釈、解決により動き出していますが、国民の、市民の暮らしは社会保障費の削減、消費税増税等により悪化しています。特にむつ市の国保の保険料は、連続値上げによって、県の平成26年度の平均8万1,573円に比べ1万円以上も高い、そういうランクに位置しております。地域経済を冷え込ませ、市民に負担増を押しつけるこの国民健康保険特別会計予算に反対し、討論といたします。

○委員長（菊池光弘） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者3人）

○委員長（菊池光弘） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案について、その概要をご説明いたします。

まず、本特別会計は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰り入れいたしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的としたものであります。平成28年度の本特別会計予算案は、むつ市の被保険者を前年度見込みより235人増の月平均8,635人と見込んで積算しております。

最初に、6ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成28年度の予算総額は、歳入歳出とも4億7,872万3,000円となり、前年度と比較しまして2,264万3,000円の減となっております。

7ページに移りまして、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料は、文字どおり本制度を運営するための保険料であります。前年度と比較しまして、1,597万4,000円の減となっておりますが、これは実績等

を勘案したうえで、青森県後期高齢者医療広域連合より示された賦課総額の減によるものであります。徴収率については、特別徴収、普通徴収合わせまして、現年度分を99.6%、滞納繰越分を50.0%で見込んでおります。

第2款手数料は省略しまして、第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。前年度と比較しまして、755万9,000円の減となっておりますが、これも広域連合による提示額の減によるものであります。

第4款繰越金は、平成27年度本会計の剰余金を見込んだものであります。

8ページをお開き願います。第5款諸収入は、保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

9ページに移りまして、引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。前年度と比較しまして、2,273万3,000円の減となっておりますが、これは保険料及び繰入金の減少によるものであります。

第2款諸支出金、過年度分の保険料還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金であります。

以上が歳出についての概要説明となります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） それでは、議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。まず、予算書6ページをお開き願います。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ61億2,898万9,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと1億4,957万6,000円、約2.5%の増となっており、被保険者が前年度より338人増の1万7,750人になったことに伴うサービス利用者の増が大きな要因となっております。

本会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の約98%を占め、この2つの額が定まりますと、それぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質上、まず歳出から説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、予算書12ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。予算額は564万2,000円で、前年度より435万1,000円の増となっておりますのは、平成28年度の制度改正に伴い、介護保険住基システムの改修が必要になったことが主な要因であります。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。第1目介護認定審査会費は、介護認定のための職員給与費及び介護認定審査会委員報酬など、次の13ページの第2目認定調査等費は、介護認定調査のための訪問調査員の報酬などでありまして、合計の予算額は1億407万8,000円で、前年度より581万9,000円の減となっておりますのは、平成27年度の制度改正に伴い計上いたしました介護認定審査会システム改修費が本年度は不要になったことが主な要因であります。

次に、第3項計画策定委員会費についてであります。これは、介護保険事業計画等策定に要する経費でありまして、予算額は368万2,000円で、前年度より368万円の増となっておりますのは、平成30年度から平成32年度までの第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定に当たり、住民ニーズ調査を事前に実施するためのものであります。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは、第1目居宅介護サービス給付費から、次の14ページの第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系、通所系、入所系の各サービス等に要する経費でありまして、合計の予算額は51億3,570万2,000円で、前年度よ

り1億6,529万3,000円の増となっておりますのは、被保険者の増に伴うサービス利用者の増が主な要因であります。第5目施設介護サービス給付費につきましては、入所者数に大幅な変動がない中、平成27年度介護報酬平均2.27%減額改定の影響が施設介護により大きく出ているため、前年度より減と見込んでおります。

次に、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは、第1目介護予防サービス給付費から、次の15ページの第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に要する経費でありまして、合計の予算額は2億8,760万9,000円で、前年度より1,669万3,000円の減となっておりますのは、これも平成27年度介護報酬減額改定の影響がより大きく出ているためであります。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは、国保連合会への審査支払手数料でありまして、予算額は642万8,000円で、前年度より42万6,000円の減となっておりますのは、手数料単価が減額となったことによるものであります。

次に、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは、第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費とも高額な介護費用が生じた場合の利用者負担の軽減を図るための経費でありまして、合計の予算額は1億4,820万7,000円で、前年度より307万9,000円の増となっておりますのは、被保険者の増に伴うサービス利用者の増が主な要因であります。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは、第1目特定入所者介護サービス費から、次の16ページの第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に要する経費でありまして、合計の予算額は3億1,554万6,000円で、前年度より1,006万4,000円の減となっておりますのは、給付実績による減額や、平成27年8月の制度改正の影響が主なものであります。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは、医療費と介護費の年間合算額における利用者の負担軽減に係る経費でありまして、合計の予算額は1,663万5,000円で、前年度より184万7,000円の増となっておりますのは、介護サービス利用者の増加によるものであります。

次に、第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費についてであります。これは、一次予防としての一般高齢者及び二次予防としての虚弱高齢者の運動機能の向上や認知症予防等を図るための経費でありまして、予算額は17ページに移りまして、1,861万5,000円で、前年度より717万8,000円の減となっておりますのは、二次予防事業対象者に対する調査業務が必要なくなったこ

とが主な要因であります。

次に、第2項包括的支援事業費及び任意事業費についてであります。これは、第1目介護予防ケアマネジメント事業費から、次の18ページの第7目認知症総合支援事業費までの市内3カ所の地域包括支援センターの運営経費、虐待防止などの権利擁護事業費、地域包括ケア構築に資する地域ケア会議に要する経費、その他高齢者サービス等に要する経費でありまして、合計の予算額は8,295万8,000円で、前年度より1,183万8,000円の増となっておりますのは、地域包括支援センター機能の充実を図るための人員増や介護保険制度の見直しによる新たな地域支援事業である在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を実施するためであります。

次に、19ページに移りまして、第3項介護予防給付支援事業費についてであります。これは、圏域外要支援者の介護予防プランの作成委託に要する経費でありまして、予算額は86万5,000円となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金についてであります。これは、市町村の介護保険会計が財源不足に陥った場合、資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、今後万一県の財政安定化基金に不足が生じ、拠出金支出がある場合に備え、科目存置のため前年度と同額の1,000円を計上したものであります。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金についてであります。これは、財政調整基金の利子を積み立てするものでありまして、予算額は5万6,000円となっております。

次に、第6款公債費、第1項公債費についてであります。これは、年度当初の保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子でありまして、予算額は147万2,000円となっております。

次に、20ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金についてであります。これは、保険料の還付金などでありまして、合計の予算額は79万3,000円となっております。

次に、第8款予備費、第1項予備費についてであります。これは、突発的な支出の対応に備えるための経費でありまして、予算額は前年度と同額の70万円となっております。

以上が歳出の説明であります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書7ページにお戻りください。

第1款保険料、第1項介護保険料についてであります。これは、65歳以上

の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、予算額は11億1,001万7,000円で、前年度より1,381万3,000円の増となっております。調定額では滞納繰越分と合わせ、前年度より1,001万8,000円増の11億4,964万1,000円、また収納率では現年度分が前年度より0.3%増の98.8%、滞納繰越分が前年度より0.5%減の11.7%、保険料全体では前年度より0.4%増の96.6%としたところであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金についてであります。これは、下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金でありまして、予算額は2,510万円で、前年度より256万円の減となっておりますのは、システム関連費用などの認定審査会に係る経費が減となったためであります。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。これは、納期内に納められなかった保険料に係る督促手数料でありまして、予算額は前年度と同額の20万円となっております。

次に、8ページをお開き願います。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは、保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%を国が負担するものでありまして、予算額は10億7,333万8,000円で、前年度より2,105万2,000円の増となっておりますのは、サービス利用者の増に伴い、対象保険給付費が増加したことによるものであります。

次に、第2項国庫補助金についてであります。第1目調整交付金は、前期及び後期高齢者の加入割合あるいは所得段階別被保険者割合をもとに、市町村間の格差を是正するためのもので、交付割合は7.27%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金で、交付割合は25%、第3目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金で、交付割合は39%となっております、合計の予算額は4億5,801万1,000円で、前年度より184万2,000円の減となっておりますのは、それぞれの対象事業費の増減により交付金が増減しておりますが、加えて調整交付金の交付割合が前年度より減となったところによるものであります。

次に、第5款支払交付金、第1項支払基金交付金についてであります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金は、保険給付費の28%、第2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業費の28%の交付となっております、合計の予算額は16億6,004万7,000円で、前年度より3,804万5,000円の増となっておりますのは、サービス利用者の増に伴い、対象保険給付費が増加したことによるものであります。

次に、9ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは、保険給付費のうち施設給付費の17.5%と居宅給付費の12.5%を県が負担するものでありまして、予算額は8億4,745万3,000円で、前年度より2,544万1,000円の増となっておりますのは、サービス利用者の増に伴い、対象保険給付費が増加したことによるものであります。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。それぞれ科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。第1目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金で、交付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金で、交付割合は19.5%となっております。合計の予算額は1,850万2,000円で、前年度より141万円の増となっておりますのは、包括的支援事業及び任意事業に係る費用の増が主な要因であります。

次に、10ページをお開き願います。第7款財産収入、第1項財産運用収入についてであります。これは、財政調整基金の運用利子収入でありまして、予算額は5万6,000円となっております。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは、給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れするものでありまして、第1目介護給付費繰入金は保険給付費の12.5%、第2目地域支援事業繰入金は介護予防事業費の12.5%、第3目地域支援事業繰入金は包括的支援事業費及び任意事業費の19.5%、第4目その他一般会計繰入金は事務費等をそれぞれ繰り入れするもので、合計の予算額は8億6,477万3,000円で、前年度より2,479万3,000円の増となっておりますのは、サービス利用者の増に伴い、対象保険給付費等が増加したことによるものであります。

次に、11ページに移りまして、第2項基金繰入金についてであります。これは、歳入不足の場合、基金から取り崩しを行うためのものでありまして、予算額は7,008万4,000円で、前年度より2,952万4,000円の増となっておりますのは、保険料改定から2年目となり、初年度である前年度より歳入不足額が増大すると見込まれるためであります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは、第1号被保険者の未納保険料に係る延滞金収入でありまして、予算額は前年度と同額の1万円となっております。

次に、第2項雑入についてであります。第1目第三者納付金は、交通事故などの第三者行為による介護費の返還納付金、第2目返納金は、不正請求などの不当利得等の返納金、第3目雑入は、主に直営の地域包括支援センター

事業収入である要支援者の介護予防プラン作成料でありまして、合計の予算額は139万6,000円となっております。

以上が歳入についての説明であります。

これで、平成28年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 済みません、1点だけお願いします。

11ページの財政調整基金繰入金、利用者がふえていて、今回は2,900万円ふやして7,000万円ほど繰り入れなくてはいけないということではありますが、この財政調整基金は、今現在これを繰り入れたとしたら残高はどのくらいあるのか、これがもしなくなれば、それなりにまた対応しなくてはいけない状況が予想されるものかどうか、よろしくお願いします。

○委員長（菊池光弘） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 財政調整基金についてのお尋ねにお答えいたします。

平成26年度決算による財政調整基金は、約2億円となっております。これから先ほど申し上げました7,000万円ほどを繰り入れしますと、1億3,000万円の残ということになります。これにつきましては、平成28年度及び平成29年度までの第6期計画の中で繰り入れすると想定している計画の中の範囲におさまっているところでありまして、次につきましては第7期、平成30年度からの第7期計画の中で基金のあり方についてはまた検討してまいりたいと、保険料改定とあわせて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 結局3年に1回の調整で、当初それなりに、単純に言えば黒字になった部分を積み立てておいて、ならしていくというふうな感じで私はイメージしているのですが、できれば次の改定するときには値上げすることなく現状維持、できれば値下げという形でこういう介護保険料を進めてほしいなと思うのですが、そういう形での努力というのは可能なものかどうか、ちょっとお聞きしたいなというふうに、逆にまたこういうふうにご利用者がどんどんふえると、やはりどうしてもなかなか負担をふやすしかないかなというふうな感じなのかどうか、ちょっとそこら辺の見通しをお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 次期改定における保険料の部分についてのお尋ねであろうかと存じますが、第6期計画の中でも、この基金を一部取り崩しをしまして、保険料の引き上げ幅を抑えさせていただいたところであります。私どもといたしましては、今後におきましても、財政の健全化、十分健全化なのですけれども、財政の中で給付費の抑制を図りながら、保険料収入の確保に努め、基金をこれ以上減らさないように、また被保険者の方々に負担をこれ以上求めないような努力はしてまいりたいと存じますが、議員ご存じのとおり介護給付費については年々増加傾向にありますので、そうした状況を見据えたうえで、第7期計画を策定する中で、計画策定委員会というものがございまして、その中で議論を進めてまいりたいと、このように考えております。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 毎年お尋ねして申しわけないのですけれども、1万7,750人の65歳以上の方の中で、認定を受けている方と、地域別の利用者をお知らせください。

○委員長（菊池光弘） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

要介護認定者数につきましては、平成27年12月末時点で3,615人となっております。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 地域別と、今お尋ねしましたけれども。

○委員長（菊池光弘） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） お答えいたします。

要介護認定者数の地域別の集計はとってございません。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 前は、旧町村ごとの利用者というのが出ていたのですけれども、今回はとっていないということですね。利用者さんのパーセントを見ることによって、その生活スタイルによって、介護を予防できるというデータもとれてくると思うのです。これをこのままどんどん、どんどん続けていったら大変なことになりますので、介護予防事業というのがもう本当に大切になっていくと思います。その中で、これまでのデータをきちんととっておく、どういう生活スタイルが介護を予防できるのかということもきちんととっておいて、次に向かっていくべきだと思うのですけれども。

- 委員長（菊池光弘） 介護福祉課長。
- 保健福祉部介護福祉課長老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

大変失礼いたしました。3月4日時点での地区別の認定者数でございますが、田名部地区で1,666人、大湊地区で693人、川内地区で398人、大畑地区で663人、脇野沢地区で172人となっております。認定率は、地区別で田名部地区が19.28%、大湊地区で18.1%、川内地区で22.85%、大畑地区で23.21%、脇野沢地区で22.45%となっております。

- 委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） 昨年聞いたときですと、ほぼ1割だったのですけれども、大分認定者数がパーセントとしてもふえてきたようですので、予防事業には徹底して取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

- 委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（菊池光弘） 討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（菊池光弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時35分まで暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

- 委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

- 公営企業局長下水道部長（川森浩史） それでは、議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算について、概要をご説明いたします。6ペー

ジの総括表をごらんください。

平成28年度の予算の歳入歳出の総額は、いずれも14億2,516万9,000円で、対前年度比では1億3,597万4,000円、率にして8.7%の減少となっております。

7ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款、第1項分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢処理区に係る受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑処理区に係る受益者負担金で、前年度より1,819万円増の3,641万2,000円を計上しております。増額となった要因といたしましては、平成27年度に実施した工事が幹線管渠整備から面整備を主体とした整備に移行したことにより、新規賦課対象件数の増加が見込まれることによるものです。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち、第1目及び第2目は下水道等の使用料、第3目及び第4目は排水設備工事店の認可手数料や排水設備工事検査手数料などで、総額では前年度比296万5,000円増額の1億882万8,000円を計上しております。

次に、8ページをごらんください。第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち、社会資本整備総合交付金事業費1億4,000万円の2分の1の7,000万円を計上しております。対前年度比1億3,000万円の減額となっておりますが、減額要因といたしましては、平成27年度より国の交付金対象事業とされておりました末端管渠整備に係る補助金がなくなり、起債単独事業となったことによります。

次に、第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、6億9,592万6,000円を計上しております。充当先の地方債の元金償還金は増加したものの、維持管理費等の経費を削減したことにより、対前年度比で12万9,000円の減額となったものであります。

次に、第4款繰越金は、科目存置のため1,000円を、第5款諸収入は、科目存置のため2,000円を計上しております。

次に、9ページをごらんください。第6款市債は、下水道事業債及び資本費平準化債として総額5億1,400万円を計上しております。対前年度比2,700万円の減額となっておりますが、この要因といたしましては、建設事業費の減額に伴う下水道事業債の減額と処理場の未利用施設利息分が供用開始から15年で資本費平準化債の借り入れ対象外となることによるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをごらんください。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は下水道事業運営に係る経費でありま

して、主なものは職員6人分の給与費のほか、13節の使用料徴収事務や下水道台帳更新・保守委託料で6,356万3,000円を計上しております。

次に、第2目管渠維持費は、管渠やマンホールポンプの維持管理に係る経費でありまして、901万5,000円を計上しております。

次に、11ページ、第3目処理場管理費であります。4地区4カ所の下水道処理場の運転維持管理費でありまして、主なものは電気料金や処理場の運転維持管理業務委託料で1億4,060万7,000円を計上しております。

次に、第4目集落排水施設費であります。脇野沢地区にあります2カ所の集落排水処理施設などの運転維持管理費として1,139万9,000円を計上しております。

以上、第1項総務管理費の総額は2億2,458万4,000円で、対前年度比1,866万4,000円の減額となっております。

次に、第2項建設事業費、第1目下水道整備費の主なものは、職員3人分の給与費のほか、13節委託料は実施設計業務委託、事業計画変更業務委託の2件で2,853万3,000円を、15節工事請負費は、管渠工事等9件に係る工事費3億1,450万円を計上しております。下水道整備費の総額は対前年度比1億1,585万円減の3億6,427万円となっております。この主な要因は、請負工事費等の減額によるものであります。また、平成28年度に整備いたします箇所は、むつ処理区は柳町三丁目、下北町及び緑町の一部、大畑処理区では水木沢及び上野の一部でありまして、施工延長3,254メートルを予定しております。

次に、第2款公債費は、長期債の元金償還金6億7,425万3,000円と利子の償還金及び一時借入金の利子1億6,206万2,000円を計上しており、総額で8億3,631万5,000円を計上しております。

以上の予算により、平成28年度の下水道整備面積は15.9ヘクタールを見込んでおり、累計では465.4ヘクタールの整備面積となります。これは、4地区の事業認可面積540ヘクタールに対して86.2%の整備率となります。

以上が平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 二、三点お尋ねいたします。

事業収入が1億4,500万円、その中で総務管理費が2億2,400万円ということなのですけれども、この1億4,500万円という事業収入の中で普及率はどのぐらい現在になっているのか、この収入の。そして、この総務管理費2億

2,400万円、いろいろあるでしょうけれども、これを賄うのには何%ぐらいの普及率がなければならないのかということと、それから現在補助金が7,000万円しか出ていないのですけれども、それはずっと7,000万円で推移していくのか。

もう一つは、累積の地方債が102億円あります。その償還年数、そしてまたどういう計画で返済していくのか、それをちょっとお尋ねいたします。

○委員長（菊池光弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） まず、今年度どのぐらいの接続率を見込んでいるのかということでございますけれども、48.1%を見込んでおります。

それから、2億2,400万円を賄うためということでございますけれども、維持管理費ということで、下水処理場等の維持管理費を賄うためには60%現在目指しておりますけれども、今の整備面積だけですと足りませんので、今後350ヘクタールの整備が必要になってくるものと考えてございます。

交付金が今後とも7,000万円ということになるのかということでございますけれども、ご存じのとおり下水道事業、一般会計のほうから繰り入れしていただいております。そちらのほうの、一般会計の繰入金のほうを見ながら工事費のほうを調整しております。その中でさらに交付金対象事業ということになりますと、限られてきますので、このまま7,000万円で推移するのかどうかということは、まだ確かなことはお答えできないような状況になってございます。

あとの償還年数でございますけれども、30年ということでございます。

○委員長（菊池光弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） あと350ヘクタールを工事すると、大体60%の普及率になって、ある程度の総務管理費2億2,400万円ですか、そのぐらいは賄えるというような形なのですけれども、350ヘクタールを工事するということになると、事業費はどのぐらいかかりますか。

○委員長（菊池光弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） ちょっと済みません。

（「約」の声あり）

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） 約で。ちょっと、今すぐ資料……

（「いいです」の声あり）

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） 申しわけございません。

○委員長（菊池光弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 毎年一般会計から大体7億円ということ繰り入れをし

ながらやっていると。これほとんど公債費の返済というふうになっていますけれども、このまま事業を続けていくということになると、毎年一般会計から7億円出して、そして工事をやっていくということになると、非常に負担も多くなります。そういう形で、やらなければならないという事業でしょうけれども、やはり普及率をせいぜい今の段階でも70、80までふやしていくような努力をひとつお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） それでは、議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書・予算説明書の6ページをごらんください。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに198万9,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。これは平成26年度に先行取得いたしました（仮称）田名部まちなか団地建設事業用地購入に係る長期債利子償還分及び平成27年度に取得しております道の駅整備事業用地購入に係る長期債利子償還分、合わせて198万9,000円を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款公債費、第1項

公債費、第1目利子についてであります、(仮称)田名部まちなか団地建設事業用地及び道の駅整備事業用地購入に係る長期債利子償還金として198万9,000円を計上しております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(菊池光弘) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊池光弘) 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊池光弘) 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊池光弘) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長(坂井 隆) それでは、議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書・予算説明書の6ページをお開き願います。

平成28年度予算総額は、歳入歳出ともに7億6,224万4,000円で、前年度と比較いたしますと、金額で4億5,983万1,000円、率にして152.1%の大幅な増額となっております。

それでは、歳入の詳細につきましてご説明いたします。7ページをごらん願います。

第1款使用料及び手数料であります、これは鮮魚等の取り扱いに伴う魚市場卸売場使用料のほか電気使用料など716万2,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、金額で23万1,000円、率にして3.1%の減となっております。

次に、第2款財産収入であります、2,000円を計上しております。

次に、第3款繰入金であります、地方卸売市場大畑町魚市場基金及び一般会計からの繰入金311万3,000円を計上しております。前年度と比較いたし

ますと941万円、率にして75.1%の減となっております。

次に、第4款繰越金であります、1,000円計上しております。

次に、第5款国庫支出金であります、新魚市場施設整備費の財源として2億5,766万6,000円を計上しております。前年度と比較しますと、金額で1億4,167万4,000円、率にして122.1%の増となっております。

次に、第6款諸収入であります、消費税及び地方消費税還付金でありまして、450万円を計上しております。

次のページに移りまして、第7款市債でございますが、新魚市場施設整備費の財源として4億8,980万円を計上しております。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをごらん願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります、これは魚市場事務に係る経費でありまして、4,000円を計上しております。

次に、第2目運営審議会費であります、魚市場運営審議会に係る報償費などでありまして、16万4,000円を計上しております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費であります、魚市場の管理に係る経費でありまして、489万円を計上しております。主なものといたしましては、第7節賃金で施設管理の臨時職員賃金98万3,000円、第11節需用費で施設の電気料など251万8,000円、前年度と比較いたしますと金額で24万9,000円、率にして4.8%の減となっております。

次に、第2目新魚市場施設整備費でありまして、7億5,611万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、第13節委託料で工事監理業務委託料995万8,000円、第15節工事請負費で、魚市場建設第2期工事費7億4,161万5,000円など、前年度と比較いたしますと4億5,892万8,000円の大幅な増となっております。

次に、第3款公債費といたしまして、107万4,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第33号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終了いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊池光弘) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長(川森浩史) それでは、議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算について、概要をご説明いたします。予算書の1ページをごらんください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,684戸、年間総給水量は681万9,440立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業としては上水道整備事業、簡易水道統合整備事業及び配水管整備事業を計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は17億6,894万2,000円、水道事業費用は16億2,262万円を計上しており、収支差し引きで1億4,632万2,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は17億479万円、資本的支出は22億7,974万2,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億7,495万2,000円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。詳細につきましては、5ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願います。第5条、企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債12億8,510万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を10億3,600万円と定めております。

第7条は、予定支出の各項間で流用ができることを定めたものであります。

次に、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費

として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を2,810万円と定めております。

簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 1点だけお聞きをします。

資料の4ページに業務費として料金の調定、収納及び検針等に要する費用ということで1億5,000万円弱計上になっているわけですが、そこでこの1億5,000万円の中の検針の予算は幾ら計上しているのか。

2点目が、これまでの検針の状況を見ますと、夏場は毎月検針をしているようですね。冬期間は、検針が、雪の関係だと思いますが、見込みでの検針、メーターが各家庭に配布というか何というか。この毎月検針をしている理由というか、中身はどういうことから毎月なのか。

3点目は、検針員が臨時職員という雇用形態、臨時職員という雇用で検針しているのか、それとも委託をしているのか、この3点について。

○委員長（菊池光弘） 公営企業局長。

○公営企業局長 下水道部長（川森浩史） それでは、お答えいたします。

まず、検針のほうに係る費用が幾らかということでしたけれども、検針だけということではなくて、今包括的な形で検針、徴収、それから各戸の境界線業務等全て包括的に委託しております。そちらのほうの金額が6,007万9,000円ということでございます。

それから、冬期間は見積もりで、夏期は毎月ということでございますけれども、基本的には毎月検針したいと思っておりますが、どうしても冬期間は落雪等によりまして、メーターが見られないと、そういうことではございませんので、メーターを確認できないものに関しては、検針できたときの前3カ月の平均でいただくような形で今見積もり水量ということにしてございます。

最後の検針員が臨時職員かどうかということではございますけれども、これも1番目のほうでお答えしたように、検針、それから徴収、全て委託しておりますので、そちらのほうの社員が行っているというような形になってご

ざいます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） わかりました。それで、2点目の、今の説明で毎月夏期間は毎月検針していると。冬場の場合に、今説明あったように、3カ月のデータを平均して料金を徴収していると。夏期間も、例えば2カ月に1回とか、3カ月に1回とかということで、これまでのデータが蓄積された部分というのがあるわけで、それぞれの世帯、家庭によっていろいろ変わってくる場合が、例えばリフォームして面積が大きくなったとか、いろんな条件というのがあるかもわからないけれども、データと実績が狂うというのは、私は少ないのではないかなという、一般的に。そういう面では、経費の削減というふうなことも含めたときに、毎月検針から2カ月なり3カ月ごとの検針というようなことができないかどうか、判断だけお知らせ願います。

○委員長（菊池光弘） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） 夏期間も2カ月、3カ月ということでできないかということでございますけれども、実は冬期間、見積もり検針を終わりました、春になりますと見積もり水量と異なってきて、通常よりも多額の請求が行くことがございます。それをまた平準化させるために、3カ月とかということで分割してその間の分をいただいているとかということで、2カ月、3カ月置きますと、そういう料金のばらつきというのが結構発生いたしますので、私どもとしては、その苦情といいますか、皆さんのサービスのためにも、毎月なるべく検針したいなというようなことで今事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 水道料金は、複数年にわたっていろいろ値上げをしてきているわけですが、平成28年度は、たしか最後の年ではないかなというふうに思っております。ですので、この平成28年度の予算で値上げがされたのかどうか、そして値上げが反映された予算なのかどうか。もし反映されているのであれば、値上げの総額と値上げの地域、全体だったらいいのですが、値上げの地域がどこで、対象住民は大体何人が値上げの対象となっているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（菊池光弘） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） 平成28年5月が料金統一の最終改定期日となってございます。したがって、改定後の料金を反映した予算と

なっております。

まず、改定の地域でございますけれども、旧大畑町地区でございます。人数はわからないのですけれども、平成28年2月の調定の実績でございますと、3,105軒のお宅が改定になるということになります。

次に、予算についてどのくらいの改定額になっているかということですが、全体ですが、税込みで1,531万円が影響額ということになってございます。

それと、あと各戸の影響額はどのようになるかということでございますけれども、これにつきましては旧大畑町、用途や口径によりまして、ちょっと計算が異なりますので、実は増額とならない世帯も約43%ございます。ただ、平均的なモデルケースとして、家庭用で口径が13ミリのメーターを使用して使用水量が15立方メートルということで計算いたしますと、月額211円の負担増になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） すごくこまい話ですけれども、11ページのむつ市水道事業予定貸借対照表の中の固定資産の中の（2）、無形固定資産、電話加入権169万9,000円とあります。これ固定電話の債権の額だと思うのですが、今この固定電話というのは、ほとんどもう債権ないわけですよ。それをいつまでもこの169万9,000円をのせておくというのは、ちょっと現行と改正したほうが私はいいと思うのですが。

○委員長（菊池光弘） 公営企業局政策推進監。

○公営企業局政策推進監総務課長下水道部政策推進監（濱谷重芳） お尋ねの電話加入権につきましては、確かに現在のところほとんど加入につきましては、電話に加入する際にかからないということで、当初の基本的な財産としての価格ということになっております。ただ、お話にありましたとおり、現在のところ電話加入権につきましては、財産としてほとんど価値がないということになりますので、今後資産の整理等をいたします際には、検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（5番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、水道料金値上げ総額が税込みで1,531万円増が反映された予算であります。値上げの対象地域は旧大畑町であり、対象世帯3,105世帯が対象となる、そういう値上げが反映されている予算ですので、反対をいたします。

○委員長（菊池光弘） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第34号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者3人）

○委員長（菊池光弘） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時11分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 菊池光弘